

都市災害復旧事業等事務必携

令和5年4月



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

都市局 都市安全課

総 目 次

第1 都市災害復旧事業制度について

1 わが国における災害復旧制度の沿革	1
1) 公共土木施設の災害復旧	1
2) 都市施設等の災害復旧	2
3) 降灰除去事業	3
2 都市災害復旧事業制度の概要	4
都市災害復旧事業等概要	5

第2 都市災害の発生から完了までの実務（降灰除去事業を除く）

都市災害復旧事業のフロー	6
1 災害の発生	
1) 採択要件の基本	8
2) 災害の定義	8
3) 対象施設及び事業等	9
4) 「堆積土砂排除事業」と「災害等廃棄物処理事業」等との連携（連携スキーム）	13
5) 適用の考え方	13
6) 適用除外	15
7) 未供用開始施設の取扱い	16
8) 公共土木施設の取扱いに準じて取扱う事項（都市施設等）	17
2 緊急情報連絡	
1) 情報連絡の対象となる事象	17
2) 連絡経路	18
3) 報告様式	18
3 災害報告	
1) 被害状況報告	19
2) 文書報告（確報：被災後10日以内）	19
3) 訂正報告	20
4) 報告の方法	20
4 応急工事	
1) 応急仮工事と応急本工事	21
2) 応急工事の取扱い	22
5 事前打合せ	22
6 国庫負担申請（公園施設）、国庫補助申請（都市施設等）	23
7 原形復旧の原則	24
1) 公共土木施設（公園）の場合	24
2) 都市施設（街路・都市排水施設等）等の場合	24

8 設計書の作成	
1) 事業費の範囲	25
1-1) 本工事費	26
1-2) 附帯工事費	27
1-3) 用地費及び補償費	27
1-4) 船舶及び機械器具費	27
1-5) 工事雑費	27
2) 設計単価・歩掛・数値基準	27
3) 都市施設（街路・都市排水施設等）の場合の目論見書及び設計書	28
9 災害復旧事業費等の決定	
災害査定の内容	29
災害査定のフロー	29
1) 災害査定の準備	30
2) 概要説明	30
3) 実地査定	30
4) 机上査定等	31
5) 指示書の作成	31
6) 設計書等の訂正及び検算	32
7) 工事費等の決定（朱入れ）	32
8) 保 留（保留協議）	33
9) 失格・欠格	34
10) 目論見書の作成	35
11) 復命書の作成	35
10 事業の実施	35
11 国庫負担金・補助金の交付申請及び決定等	
1) 国庫負担金・補助金の内示	36
2) 国庫負担金・補助金の箇所別流用	36
3) 国庫負担金・補助金の交付申請	37
4) 国庫負担金・補助金の交付決定	37
5) 国庫負担金・補助金の交付決定変更の申請	37
12 設計変更	
1) 設計変更	37
2) 合併施行	39
13 繰越手続き	39
14 再調査	39
15 事業の完了	
1) 成功認定又は実績報告書	40
2) 成功認定に関する検査又は完了検査	41
3) 成功認定、額の確定	41

16 査定設計委託費	42
1) 定義	42
2) 補助対象限度委託費等	43
3) 補助率	43
4) 補助金交付申請	43
5) 補助金の交付決定等	43
第3 降灰除去事業について	
1 採択要件	44
2 対象施設等	44
3 適用除外	45
4 降灰の測定方法	45
5 測定地点等の届出等	46
6 測定結果の報告	46
7 補助金の交付等	46
第4 特殊地下壕等対策事業について	
1 定義	47
2 事業主体	48
3 適用除外	48
4 国の補助等	49
5 対象事業の期間限定	49
6 交付申請・実績報告	49
7 その他（優遇措置）	49
8 国土交通省（旧建設省を含む）の特殊地下壕対策の経緯	50
第5 法令通達集	
○都市災害復旧関係	
・都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	52
・都市災害復旧事業事務取扱方針	54
・都市災害復旧事業査定申合事項並びに被害報告について	57
・堆積土砂排除事業において堆積土砂量を推計する際の留意事項について	61
・公共土木施設及び宅地の堆積土砂等撤去の取扱について	63
・堆積土砂排除事業（国土交通省所管）及び災害等廃棄物処理事業（環境省所管）が連携する場合における国庫補助申請に当たっての留意事項	67

○公共土木施設災害復旧関係

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法…………… 74
- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令…………… 83
- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則…………… 94
- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱…………… 108
- ・公共土木施設（公園）災害復旧事業査定方針…………… 124
- ・公共土木施設（公園）災害復旧事業に関する事務取扱いについて…………… 130
- ・公共土木施設（公園）災害復旧事業の取扱いに関する申合事項について…………… 132
- ・降雪に係る都市災害復旧事業の取扱いについて…………… 135
- ・大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針の策定について…………… 136
- ・「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」解説の見直しについて… 141
- ・大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針の留意事項について…………… 142
- ・公共土木施設（公園）災害復旧事業成功認定の取扱いの一部改正について…………… 145
- ・「都市局所管災害復旧事業の再調査要綱」の一部改正について…………… 156
- ・国土交通省所管公共土木施設（公園）災害復旧事業査定設計委託費等補助金
交付要綱について…………… 172
- ・大規模災害時における調査、測量、試験又は設計に要する費用の取扱いについて…………… 179
- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（抄）…………… 180
- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（抄）…………… 183
- ・都市計画法（抄）…………… 189
- ・都市公園法（抄）…………… 193
- ・都市公園法施行令（抄）…………… 201
- ・都市公園法施行規則（抄）…………… 205
- ・社会資本整備重点計画法（抄）、同施行令（抄）…………… 208
- ・公園の建築物及び機械、電気設備に係る都市災害復旧事業の設計単価及び歩掛について 209
- ・平成22年度以降に係る国庫負担申請書及び災害査定復命書等の様式変更について… 211

○設計変更関係

- ・平成29年度以降における設計変更等についての財務局に対する協議について…………… 226

○検査立会関係

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第七条の規定に基づく検査立会に関する件…………… 228

○降灰除去事業関係

- ・活動火山対策特別措置法…………… 232
- ・活動火山対策特別措置法施行令…………… 241
- ・降灰除去事業実施要綱…………… 245
- ・降灰除去事業実施要綱の運用について…………… 249
- ・都市所管降灰除去事業補助金交付要綱…………… 250

○特殊地下壕等対策事業関係

- ・国土交通省所管特殊地下壕等対策事業実施要領…………… 256
- ・国土交通省所管特殊地下壕等対策事業の運用方針…………… 258

・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（抄）	260
・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（抄）	261
・特別交付税に関する省令（抄）	263

○東日本大震災関係

・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（抄）	265
・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第 二項及び第三項の市町村を定める政令（抄）	267
・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係 規定の施行等に関する政令（抄）	270
・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係 規定の施行等に関する省令（抄）	272
・東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する 政令（抄）	273
・東日本大震災による災害復旧事業の査定等の簡素化について	275
・平成23年東北地方太平洋沖地震による災害復旧事業の査定の簡素化について	276
・東日本大震災による災害復旧事業の査定等の簡素化について	277
・平成23年発生災における災害復旧事業の設計変更の取扱いについて	278

○平成28年熊本地震関係

・平成28年熊本地震による災害復旧事業の査定の簡素化について	279
--------------------------------	-----

○災害情報連絡関係

・公園等の都市施設に係る災害情報連絡要領について	283
・公園等の都市施設に係る災害発生時における緊急情報連絡について	286

第6 参考資料

都市災害復旧事業費施設別実績	289
堆積土砂排除事業 実施箇所一覧（H23以降）	295
降灰除去事業実績	296
災害査定の効率化を適用した実績	300
特殊地下壕等対策事業実績	304
都市災害復旧事業制度の変遷	306
都市災害復旧事業の国庫負担等の概要	332

第1 都市災害復旧事業制度について

1 わが国における災害復旧制度の沿革

1) 公共土木施設の災害復旧

わが国は、アジア大陸の東岸沿いに延びた列島で、大陸性と海洋性の両高気圧の谷に位置するため梅雨前線や台風の影響を受けるとともに、世界屈指の大地震帯に位置している。このような気象条件、地理的条件から、水害、雪害、風害、震災、噴火による災害等が毎年発生して、多数の尊い人命や巨額の財産が失われている。

災害による被害は、一般家屋に限らず公共施設や農林水産物等多岐にわたるが、このうち特に河川、海岸、道路等のいわゆる公共土木施設の災害は、産業、経済活動や社会生活に著しい支障をもたらし、公共の福祉に重大な影響を与えるものであり、しかも災害復旧に要する費用は、主として地方公共団体の負担となることから地方公共団体の財政に著しい影響を与えるものである。このようなことから、公共土木施設の災害復旧に対する国の財政上の支援が行われてきている。

まず、明治32年に制定された「災害準備金特別会計法」（明治32年 法律第81号）により、災害土木費に対する国庫補助制度が創設され、その後同法に代わって、明治44年には「府県災害土木費国庫補助ニ関スル件」（明治44年 法律第15号）が制定されたが、補助率等についてはすべて勅令に委任されていた。この法律は、時代と共に変遷を重ね、昭和24年に「都道府県災害土木費国庫補助負担に関する法律」（昭和24年 法律第168号）が制定されるまで、国庫補助の法的な基礎となっていた。戦後、昭和24年のシャープ使節団の第二次報告書において「天災は予知できず、災害復旧は緊急かつ莫大な費用を要し、被災地方公共団体の財政を破綻させるものであることから、災害復旧事業費はすべて国庫補助金により賄うべきである」との勧告が行われ、これに沿って、昭和25年度に限り全額国庫負担制度を内容とする「昭和25年度における災害復旧国庫負担の特例に関する法律」（昭和25年 法律第189号）が制定された。さらに同年10月には、地方行政調査委員会議により「国庫補助金制度等の改正に関する勧告」が行われ、災害復旧事業は被災施設の管理者がその責任と負担により行うべきであるが、弾力性の乏しい地方財政では全額を負担することは困難であるから、財政力の範囲内で一部を負担し、超過部分は国庫が負担すべきという方針が示され、これをうけて昭和26年3月に「**公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法**」（昭和26年 法律第97号）（以下「**負担法**」という。）が制定された。

このような変遷を経て制定された「**負担法**」が国庫補助制度の根幹となっているが、昭和34年9月の伊勢湾台風を契機に防災体制の必要性が高まり、第39国会において「災害対策基本法」（昭和36年 法律第223号）が制定され、同法第97条及び第99条の規定の趣旨に基づき、第41国会において「**激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律**」（昭和37年 法律第150号）（以下、「**激甚災害法**」という。）が制定された。これにより、従来激甚災害の発生ごとに国の負担、補助等に関する特例法を制定していた不合理が解消され、「**負担法**」

とともに、災害復旧事業に対する国の補助制度の恒久的な制度が確立された。その後、採択限度額の引上げや、下水道・公園を対象施設として追加する等の改正を経て、平成13年1月6日の省庁再編に伴い、主務大臣の権限の一部（一箇所の工事の費用がおおむね二千万円未満の工事費の決定）を地方支分部局の長に委任する改正を行い現在に至っている。

公園施設の災害復旧事業については、平成9年度まで「**基本方針**」等に基づき実施されていたが、平成10年4月に公園が「**負担法**」の対象施設となるなどの一部改正が行われ、平成10年災（平成10年4月17日以降の発生災害）から該当する公園の諸手続きは、「**負担法**」に基づき実施することとなった。公園の整備状況が1人当たりの都市公園面積で比較すると、昭和59年度末では4.91㎡であったものが、平成30年度末では10.6㎡となっており、2.16倍の伸びを示し、公園が豊かさを実感できる国民生活を実現するために必要不可欠な施設であると広く認識されている。一方で、公園整備面積の増加に伴い地方公共団体の負担も増加しており、「**負担法**」を活用した早期の復旧が求められる。

なお、平成29年2月には、今後予想される南海トラフ巨大地震、首都直下地震、スーパー台風等の大規模災害に備え、被災地の早期復興をより一層支援するため、激甚災害指定の見込みが立った時点で災害査定効率化の内容を適用できる「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」が策定され、平成29年災から運用されている。

2) 都市施設等の災害復旧

一方、街路、公園、下水道等の都市施設に係わる災害復旧事業については、昭和23年の南海地震、北陸地震・風水害を契機として、主として都市計画区域内に災害が発生した場合には都市災害復旧事業として取扱うことが決められ、昭和26年度まではその都度予算措置が講じられてきたが、昭和27年に「**都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針**」（以下、「**基本方針**」という。）を定め、以降これに基づく予算補助事業として制度化された。当初の対象事業は、街路、都市利水施設、防潮施設、公園、防空壕の各施設の復旧であったが、昭和37年8月には「**基本方針**」の大幅な改正（昭和37年8月14日付 建設省都発第194号）を行い、下水道施設の復旧や堆積土砂の排除が加わった。その後昭和59年に下水道、次いで平成10年には都市公園が「**負担法**」の対象施設に加えられ、さらに平成10年度に特殊地下壕対策事業が再開したことから、防空壕を都市災害復旧事業の対象施設から削除する改正が行われた。

なお、平成23年の国土交通省の組織改編に伴い平成23年災以降の下水道災害は、水管理・国土保全局の所掌となった。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、その甚大な被害に対処するため、都市施設の災害復旧事業に対して財政上の特例措置を講じることとされ、従来から上記「**基本方針**」による対象施設である街路、都市排水施設等に加え、駅前広場、自由通路、一般公共の用に供する自動車駐車場及び自転車駐車場（道路除く）が、「**東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律**」（平成23年法律第40号）に位置づけられ、80/100～の補助を行うこととなった。

平成30年7月豪雨においては、土石流や洪水氾濫等により中国・四国地方を中心に多くの市町村で市街地に土砂やがれきが堆積するなど甚大な被害が発生した。これを受け、被災地からの土砂・がれきの早期排除等を目的として、環境省と連携し土砂（堆積土砂排除事業）及びがれき（災害等廃棄物処理事業（環境省所管））を一括して排除し、国庫補助申請できることとした。

都市は、経済活動、社会活動の中心として高度な活動が営まれる場であり、また人々が居住する場でもある。街路、公園等の都市施設は、このような都市活動や都市における人々の生活を支える基盤的施設であり、これらの施設が被災したことによる経済的、社会的、人的影響は、平成7年の「阪神・淡路大震災」や平成23年の「東日本大震災」等の教訓からも明らかなように、都市の整備が進み都市施設の整備充実が図られていくにつれ、ますます大きくなる傾向にある。

近年、地震や台風、豪雨等の自然災害が頻発化、激甚化している中、被災地の速やかな復旧のためにも、上記の都市施設等の災害復旧について国庫負担・補助を行う都市災害復旧制度の果たす役割は、今後、益々大きくなっているところである。

（注）街路については、工事完成後、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定による道路の供用開始の告示がなされる（道路管理者に引き継がれる）までの間が都市災害復旧事業の対象となる。道路の供用開始の告示後は、公共土木施設の道路となり、その災害復旧については、道路災として「**負担法**」の適用を受けることとなる。

3) 降灰除去事業

火山の爆発に伴い年間を通じて多量の降灰があった市町村に対し、当該市町村が実施する道路、下水道、公園等に係る降灰の除去については、昭和48年7月から「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律」として施行されていたものの一部を追加改正するとともに、法律名も「**活動火山対策特別措置法**」（昭和48年 法律第61号）（以下、「**活火山法**」という。）と改正し降灰除去事業が創設された。

「**降灰除去事業実施要綱**」（昭和53年10月18日 建設事務次官通達）は、昭和53年度に桜島地域において予算措置として認められた降灰除去事業に対する補助制度について、その適用地域及び対象施設を拡大するとともに、国の財政負担を充実することにより恒久的制度として確立されたものである。

2 都市災害復旧事業制度の概要

都市災害復旧事業とは、異常な天然現象により、公共土木施設（公園）及び主として都市計画区域内において都市施設（街路・都市排水施設等）が被災した場合、又は、市街地が災害による土砂の流入・崩壊等のため堆積土砂による被害を受けた場合、及び火山の爆発その他火山現象により著しい災害を受けた場合において、「負担法」により地方公共団体に負担金を、又は「基本方針」「活火山法」「激甚災害法」により地方公共団体等に補助金を交付して行う復旧事業であり、概ね次のように区分される。

- ① 公共土木施設のうち、**公園**（都市公園法第2条第1項に規定する都市公園、社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に規定する公園又は緑地）施設の復旧事業で、**地方公共団体若しくはその機関**が行うもの
- ② 都市計画区域内の**都市施設**（街路、都市排水施設等）の復旧事業で、**地方公共団体若しくは土地区画整理組合（街路に限る）**が行うもの
- ③ 都市計画区域内及び同区域外の人家、工場等の集落地（市街地）において、災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等を排除する事業（**堆積土砂排除事業**）で**市町村**が行うもの
- ④ 激甚災害の発生により浸水した水の排除事業（**湛水排除事業**）で**地方公共団体**が行うもの
- ⑤ 火山の爆発等により都市排水路、公園及び宅地にかかる降灰の除去事業（**降灰除去事業**）で**市町村**が行うもの（下水道、道路は水管理・国土保全局が補助）

また予算は、下記のとおり（項）河川等災害復旧事業費（目）都市災害復旧事業費補助に計上している。**基本的に単年度予算措置（当年度に全額配分）**としているが、事情がある場合には複数年度にわたる予算措置も認められる。

≪予算科目≫国土交通省所管一般会計

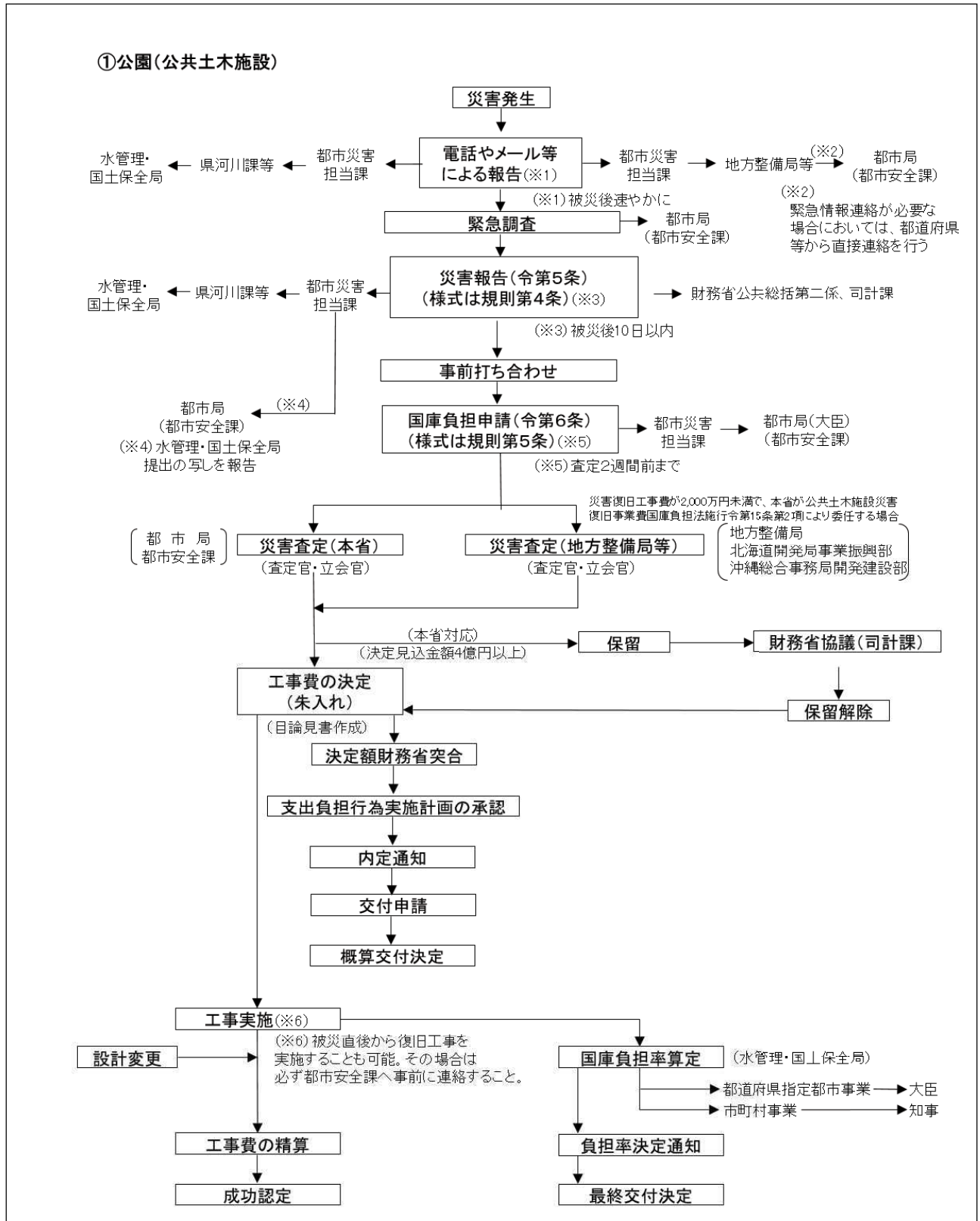
- | | |
|--------|-----------------|
| ＜組織＞ | 国土交通本省 |
| （項） | 河川等災害復旧事業費 |
| （事項） | 河川等災害復旧事業に必要な経費 |
| （目） | 都市災害復旧事業費補助 |
| （目の細分） | 都市災害復旧事業費補助 |
| （目の細分） | 降灰除去事業費補助 |
| （目の細分） | 災害査定用設計委託費補助 |
| （目の細分） | 指導監督事務費補助 |

都市災害復旧事業等概要

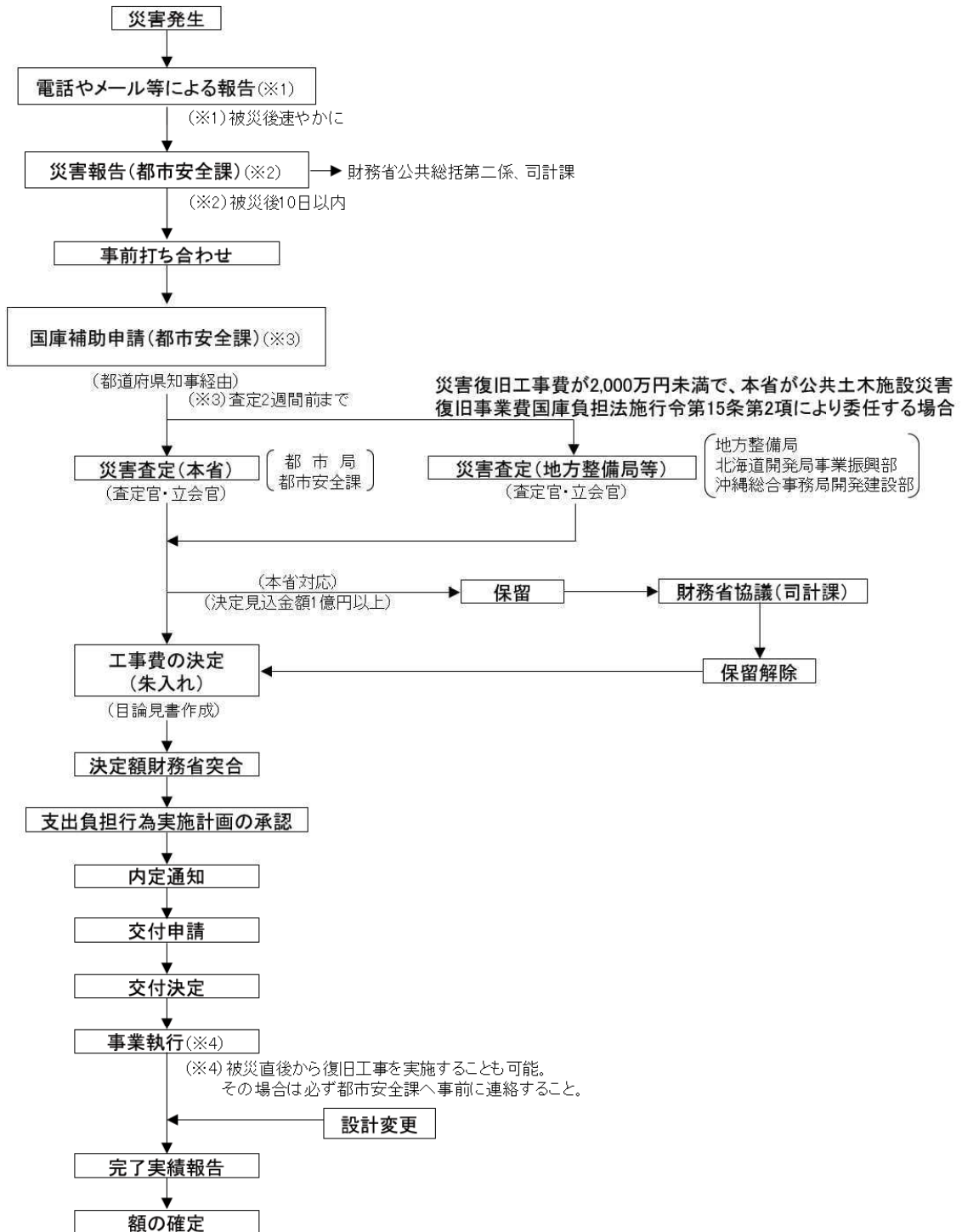
予算科目	対象施設等	負担・補助率		負担・補助根拠法令等																			
		一般	高上げ																				
(項) 河川等災害復旧事業費 (目) 都市災害復旧事業費補助 (目細) 都市災害復旧事業費補助	<table border="1"> <tr> <td>公共土木施設</td> <td>公園</td> <td>2/3 4/5</td> <td>有</td> <td rowspan="4">公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (負担法) 【予算補助】 【高上げ分】 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (激甚災害法)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">都市施設等</td> <td>街路</td> <td>1/2</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>都市排水施設等</td> <td>1/2</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>堆積土砂排除事業</td> <td>1/2</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>都 市 施 設 等</td> <td>潜水排除事業</td> <td>—</td> <td>有</td> </tr> </table>	公共土木施設	公園	2/3 4/5	有	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (負担法) 【予算補助】 【高上げ分】 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (激甚災害法)	都市施設等	街路	1/2	無	都市排水施設等	1/2	有	堆積土砂排除事業	1/2	有	都 市 施 設 等	潜水排除事業	—	有			
公共土木施設	公園	2/3 4/5	有	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (負担法) 【予算補助】 【高上げ分】 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (激甚災害法)																			
都市施設等	街路	1/2	無																				
	都市排水施設等	1/2	有																				
	堆積土砂排除事業	1/2	有																				
都 市 施 設 等	潜水排除事業	—	有																				
(目細) 降灰除去事業費補助	都 市 排 水 路 公 宅 園 地	1/2	無	活動火山対策特別措置法																			
(目細) 災害査定用設計委託費補助		1/2	無	【予算補助】																			
(目細) 指導監督事務費補助		10/10	無	【予算補助】																			
(項) 河川等災害関連連事業費 (目) 河川等災害関連連事業費補助 (目細) 河川等災害特定関連連事業費補助	特 殊 地 下 壕 炭 炭 地 麩 坑	1/2	無	【予算補助】																			

第2 都市災害の発生から完了までの実務（降灰除去事業を除く）

〈都市災害復旧事業のフロー〉



②都市排水施設、堆積土砂排除等(公園(公共土木施設)を除く)



1 災害の発生

1) 採択要件の基本

公共土木施設（公園）及び都市施設（街路・都市排水施設等）等が被災して復旧事業の負担・補助を受けるためには、定められた要件に合致していなければならない。これを「**採択要件**」といい、その基本は次の3条件である。

- ① 異常な天然現象により生じた災害であること
- ② 被災した施設が「**負担法**」「**基本方針**」で定められた公共土木施設（公園）又は都市施設（街路・都市排水施設等）であること
- ③ 地方公共団体若しくは土地区画整理組合等が行う災害復旧事業、又は市町村が行う堆積土砂排除事業等であること

2) 災害の定義

「**負担法（第2条 定義）**」「**基本方針（第2 定義）**」で「**災害とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生ずる災害をいう。**」と定めており、災害があくまで天然の現象により生ずるものであることを明確にしている。これらの異常な天然現象の基準は、「公共土木施設災害復旧事業査定方針」（昭和32年7月15日 建河発第351号 河川局長通知）の「（第3 採択の範囲等）1・（一）～（五）」及び「公共土木施設（公園）災害復旧事業査定方針」（昭和59年9月14日 建設省都街発第35号都市局長通知）の「（第3 採択の範囲等）1・（一）～（四）」において定められており、都市施設等の復旧事業においては、これらを基本に運用又は準用しており、これらを整理すると表-1のようになる。

表-1 災害の定義（異常な天然現象の基準）

異常要因	基準
(1) こう水	(イ) 警戒水位 以上の出水 (ロ) 河岸高 （低水位から天端まで）の 5割 程度以上の出水 (ハ) 比較的長時間にわたる融雪出水等
(2) 降雨	(イ) 最大24時間雨量80mm 以上 (ロ) (イ)未満でも時間雨量等が特に大(時間雨量が20mm 以上)
(3) 暴風	最大風速 （10分間平均） 15m 以上
(4) 高潮、波浪、津波	暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪又は津波によるもので、被災の程度が比較的軽微ではないもの
(5) 地震、地すべり	社会通念上の被害
(6) 干ばつ、噴火、積雪、異常低温、落雷等	特に定めていない※

【公共土木施設(公園)災害復旧事業査定方針 第3】

※降雪による都市災害復旧事業の取扱い

1. 公園及び都市施設における建築基準法が適用又は準用される建築物又は工作物が被災した場合

- ・当該降雪が、被災地域の最寄りの国、地方公共団体等の公的機関の気象データを活用し、公園にあつては負担法第2条第1項、都市施設にあつては都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針第2第1項に規定する異常な天然現象に該当するものであることを整理すること。
- ・当該被災施設が建築基準法（同法に基づく命令、告示、条例及び規則等を含む。）に基づき算出される当該地域における積雪荷重その他の基準に適合するものであったこと及び当該基準により許容される水準を超える降雪があつたことにより被災したものであることを整理すること。

2. 公園及び都市施設におけるさく（フェンス）等が被災した場合

- ・補助対象となる異常積雪の範囲は、被災地域の最寄りの国、地方公共団体等の公的機関の雪量観測点における積雪深が、当該観測点の毎年の積雪深の最大値の累年平均値（過去10年間）を超え、かつ、1メートル以上の場合とする。
- ・公園施設のさく（フェンス）等が積雪により被災した場合は、その災害査定にあつては、当該被災箇所が降雪によるものか十分検討し査定にあたる。

【平成26年3月14日都市安全課長補佐事務連絡、昭和60年5月 大蔵省了解】

※落雷による都市災害復旧事業の取扱い

落雷により観測・通信機器等が被災を受けた場合は、通常の災害とは違い目視での被災状況の確認が不十分となる可能性があることから、どこまで被災しているか調査しながら復旧作業を進める事が一般的となる。

災害査定にあつては下記のような被災があつたことを証明する資料や、施設の被害状況等の資料を添付し分かり易く整理する必要がある。

- (1) 落雷で施設が被災したことを証明する資料
 - ・地方気象台の雷に対する注意報・警報等発令の資料
 - ・民間気象会社による落雷証明書 等
- (2) 施設の被災状況説明資料
 - ・部品について、取り替え、新規購入の経済比較
 - ・部品の被災状況の写真及び説明資料 等

3) 対象施設及び事業等

災害を受けた場合に国庫負担・補助の対象となる施設は、「負担法施行令(第1条 公共土木施設)」、「基本方針(第2定義)6」、「同事務取扱方針(第4 都市施設の範囲)」、「激甚災害法(第3条 特別の財政援助及びその対象となる事業)14」において定められており、整理すると表一2のようになる。

表-2 対 象 施 設 等

対 象 施 設 等		施 設 ・ 事 業 等 の 範 囲
公 共 土 木 施 設	(1) 公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの(植栽及びいけがき)を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの 前号に掲げる施設で、社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの（表-3参照）
都 市 施 設	(2) 街 路	(イ) 都市計画法第18、19、22条の規定により決定された施設である道路及び土地区画整理事業によって築造された道路で、道路法第18条第2項の規定による道路の供用開始の告示がなされていないもの (ロ) 鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設で前号に規定する道路と鉄道（都市計画法第59条に規定する都市計画事業若しくは前号に規定する道路の附帯事業により築造されたものに限る）とを立体交差とするもののうち、鉄道事業法第12条第3項の規定による検査を終了していないもの
設	(3) 都市排水施設等	(イ) 都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその附属施設 (ロ) 都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園法に規定する自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地（「負担法」第3条第11号に規定する公園を除く。）のうち都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（植物を除く。）とする。
	(4) 堆 積 土 砂 排 除	一の市町村の区域内の市街地において、 (イ) 堆積土砂の総量が30,000m ³ 以上 (ロ) 2,000m ³ 以上の一団をなす堆積土砂 (ハ) 50m以内の間隔で連続する土砂が、2,000m ³ 以上 以上の(イ)～(ハ)のいずれかで、かつ、 ① 都市計画区域内で都市施設以外の地域に堆積した土砂で市町村長が指定した場所に搬出集積されたもの（他の法令により処理されるものを除く） ② 都市計画区域外で市街地に堆積した土砂で市町村長が指定した場所に搬出集積されたもの（他の法令により処理されるものを除く） ③ ①②にかかわらず、市町村長が、堆積土砂を放置することが公益上重大な支障があると認めて搬出集積され、又は、直接排除されたもの
	(5) 湛 水 排 除	激甚災害に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域につき、浸水面積が引き続き一週間以上にわたり30ヘクタール以上であること

注) ・市街地とは、都市計画区域内及び同区域外の人家、工場等の集落地をいう。

・集落地とは、独立した家屋が10戸以上隣接している場合（1戸とは、1世帯が有している倉庫、納屋等を含む。）をいう。ただし、被災戸数が10戸に満たない場合又は寄宿舍、アパート若しくは工場内に宿舍設備を有し、相当の世帯が居住している場合は、その被災状況等を勘案し、別途協議する。【昭和44年災大蔵省了解事項】

表一3 負担法及び基本方針に基づく公園施設に係る災害復旧補助の対象施設及び対象外施設

施設区分	都市公園法に掲げる公園施設		災害復旧補助の対象施設	
	都市公園法第2条第2項	政令で定めるもの(都市公園法施行令第5条に掲げる施設)	国土交通省令で定めるもの(都市公園法施行規則第1条、第1条の2)	都市公園法施行令第31条及び同施行規則第17条に掲げる施設
1. 園路及び広場	園路及び広場			園路又は広場
2. 修景施設	植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの	植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石その他これらに類するもの		修景施設 芝生、花壇、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石その他これらに類するもの
3. 休養施設	休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの	休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場その他これらに類するもの		休憩所、ベンチ、野外卓、キャンプ場その他これらに類するもの
4. 遊戯施設	ぶらんこ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの	ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するもの		ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池その他これらに類するもの
5. 運動施設	野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの	野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物		野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物 (一体的な工作物として整備されていない電子機器等の備品を除く)

6. 教養施設	植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で定めるもの	植物園、温室、分区分園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの並びに古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの	植物園、温室、分区分園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの並びに古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの	自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、体験学習施設その他これらに類するもの 古墳、城跡等（「歴史的風致維持向上計画」に基づくものに限る。）	
7. 便益施設	飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの	飲食店(料理店、カフェ、バー、キャバレー)その他これらに類するものを除く)、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するもの	飲食店(料理店、カフェ、バー、キャバレー)その他これらに類するものを除く)、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するもの	駐車場、園内移動用施設、便所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するもの	
8. 管理施設	門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの	門、柵、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場(廃棄物の再生利用のための施設を含む)、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設(探検への負荷の低減に資するものとして国土交通省令で定めるものに限る)その他これらに類するもの	風力発電施設、太陽電池発電施設、燃料電池発電施設その他これらに類するもの	門、さく、管理事務所、苗畑、照明施設、ごみ処理場、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設その他これらに類するもの	
9. 都市公園の効用を全うする施設	前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの	展望台及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの	耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設及び延焼防止のための散水施設	展望台又は食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、災害応急対策に必要な耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設又は延焼防止のための散水施設(避難地又は避難路となる都市公園に設けられるもの) なお、避難地又は避難路となる都市公園とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第10号に規定する地域防災計画その他これに準ずる防災に関する計画において定められたもの	

4) 「堆積土砂排除事業」と「災害等廃棄物処理事業」等との連携（連携スキーム）

災害により宅地等に土砂とがれきが混ざり合った状態で堆積している場合、堆積土砂排除事業の対象となる土砂と災害等廃棄物処理事業（環境省所管）の対象となるがれきに分別することなく土砂・がれきを一括で撤去し、重量に応じて費用を按分したうえでそれぞれ補助申請することが可能である。（精算は実績重量にて按分）

これにより、土砂とがれきとに契約・業者等を分けることなく、一括した発注により撤去を行うことができ、速やかに宅地から土砂・がれきを撤去することが可能となる。

また、道路等公共土木施設内の土砂撤去（公共土木施設災害復旧事業）と宅地内土砂撤去を一括して実施し、面積に応じて費用按分したうえで、それぞれ補助申請することができる。

【堆積土砂排除事業において堆積土砂量を推計する際の留意事項について】

【公共土木施設及び宅地の堆積土砂等撤去の取扱について】

【堆積土砂排除事業（国土交通省所管）及び災害等廃棄物処理事業（環境省所管）が連携する場合におけるの国庫補助申請に当たっての留意事項（一部改正）】

5) 適用の考え方

都市災害復旧事業のうち、公共土木施設（公園）及び、都市施設（街路・都市排水施設等）における各施設の適用の考え方は、次のように定められている。

「負担法」 第6条第1項第1号（1箇所の工事費が都道府県・指定市においては120万円、市町村においては60万円未満）の場合において、1の施設において災害にかかった箇所が100m以内の間隔で連続しているものに係る工事並びに橋、水制、床止めその他これらに類する施設について災害にかかった箇所が100mを超える間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの施設の2以上にわたる工事で当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適當なものは、1箇所の工事とみなす。

ただし、当該工事を施行する地方公共団体が2以上あるものについては、この限りではない。

【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 第6条第2項】

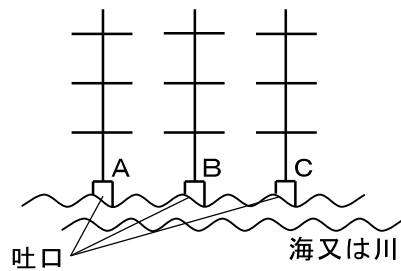
街路については、〇〇～〇〇線一施設毎に適用し、都市排水施設等については、同一水系別に吐口を一単位として、又は〇〇広場等の一施設毎に適用するものとする。

【都市災害復旧事業査定申合事項並びに被害報告について 3】

ア) 公園の1箇所の考え方は、1公園内で被災場所が100m以上離れている場合は別箇所として扱う。

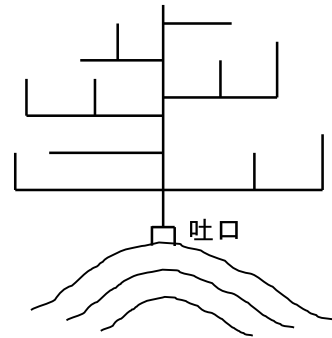
イ) 都市排水路の1箇所の考え方は下図を参考にする。

1. 垂直式



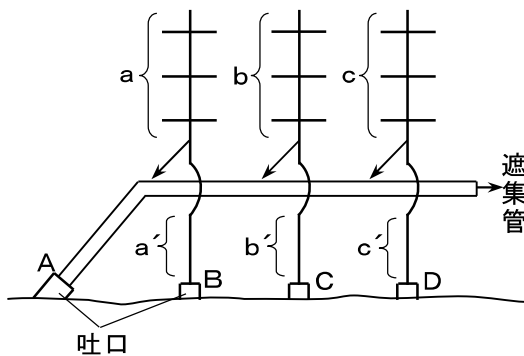
A, B, Cをおのおの1単位とする。

2. 扇状式



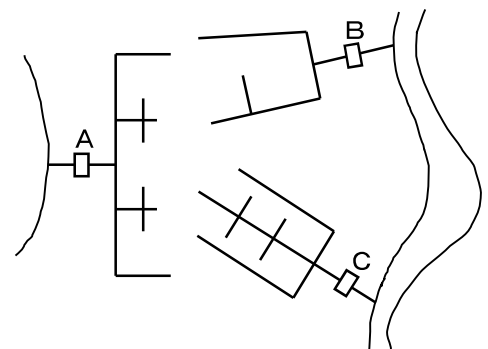
全体を1単位とする。

3. 遮集式



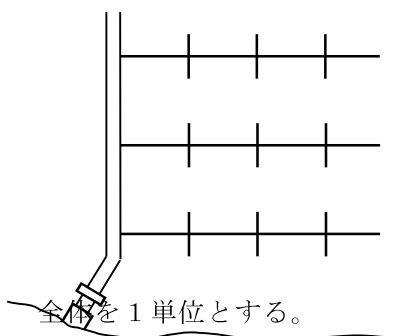
A, B, C, Dをおのおの1単位とする。
 この場合、吐口Aはa, b, cを含め1単位とし、また吐口Bはa, a'、吐口Cはb, b'、吐口Dはc, c'をおのおの1単位とする。
 (a, b, cは重複しているが、現地の状況により何れか一方の単位とするものとする。)

4. 放射式



A, B, Cをおのおの1単位とする。

5. 段帯式 (高低段式)



全体を1単位とする。

注. 1単位をそれぞれ1箇所とし、1単位内で被災場所が100m以上離れていても1箇所とする。ただし、A, B, Cそれぞれの被災場所の離隔が100m未満であっても、A, B, Cを統合し1箇所とはしない。

6) 適用除外

都市災害復旧事業としての適用除外項目については、「負担法（第6条 適用除外）」
「基本方針（第3 適用除外）」及び「同取扱方針（第5 適用除外）」等において定めら
れており、整理すると表-4のようになる。

表-4 適用除外

(1) 1箇所（施設ごと）の工事の費用が、都道府県・指定都市は120万円、市町村または土地区画整理組合は60万円に満たないもの（採択限度額）
(2) 工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの
(3) 維持工事とみるべきもの ① 石積、石張等の差狂いのみの修正又は間詰めのみ ② 橋梁又はトンネルの照明設備のみに係る工事 ③ 排水機の被災により仮排水工事を行う場合、平常の排水量を排水するために要する費用 ④ 下水道の排除及び処理に直接影響しない施設（例えば車庫、駐車場、要員宿舎、案内板、樹木及び修景芝等）に係る災害及び門、柵又は塀のみに係る災害
(4) 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの 検査、監査等により工事の出来高不足、手直しが認められ、補強、手直し工事を命ぜられていた施設が破損し、当該工事が未完了であったことに起因していると認められたもの等
(5) 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの
(6) 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの
(7) その他別に定めるもの ① 幅員6m未満の街路又は幅員4m未満の橋梁にかかるもの ② 幅員1m未満の都市排水路にかかるもの。ただし、管渠にあっては内径250mm未満のもの ③ 堆積土砂排除事業のうち、 イ) 宅地等に堆積した堆積土砂で、市町村長が指定した場所以外に捨てられた土砂にかかるもの ロ) 事業の実施が確認できないもの ハ) 自衛隊、地元等が無償で実施したもの又は失業対策事業その他の事業によって実施したもの ④ 都市排水施設の埋そくにかかるもので断面積の3割に満たないもの。ただし、3割以上のものにあつては、堆積量の7割までを排除するものとする。 ⑤ 直高1m未満の小堤 ⑥ 公園施設のうち、植栽及びいけがき（芝生を除く） ⑦ 他省庁所管に係る災害復旧事業として採択されたもの ⑧ 公園施設のうち、飛石、ベンチ、ぶらんこ等の単体の小規模な施設が単独で被災した場合で、その施設の機能が当該公園の根幹的な効用に関わらないもの ⑨ 墓地のうち埋葬地内の施設（墓石等）

【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 第6条】

【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令 第1条】

【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則 第2条】

【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱 第12、第16、第17】

【公共土木施設（公園）災害復旧事業査定方針 第3、第6】

【公共土木施設（公園）災害復旧事業の取扱いに関する申合事項について 8】

【都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針 第3】

【都市災害復旧事業事務取扱方針 第5】

【都市災害復旧事業査定申合事項並びに被害報告について 1】

前述のほか、次の場合も適用除外としている。

- | |
|--|
| <p>(3) 維持工事とみるべきもの（従前の機能を損なわない程度の被災）</p> <p>⑤ 河川敷公園内被災で次の場合</p> <p>イ) 移動可能（施設・占用台帳での扱い）な施設の被害</p> <p>ロ) 概ね1 cm程度の土砂の堆積又は土砂の流出（芝生等の流出がある場合はこの限りではない）</p> <p>ハ) 土砂の堆積量が少なく、芝生等が枯死する恐れがないと認められる程度の土砂の堆積</p> <p>ニ) 土砂の堆積又は土砂の流出により平坦性が損なわれた場合にあつて、復旧工法に土砂の補充を伴わず整地のみの場合</p> <p>ホ) 固定されている遊具であっても被災程度及び数量が軽微なもの</p> |
|--|

なお、河川敷公園については、原則当該河川の警戒水位以上の出水により被災した場合を、都市災害復旧事業として採択することとしているが、主たる被災内容は土砂・流木の堆積、地表面・芝生の流出、崩壊等である。これら河川敷公園の被災の程度は規定されていないことから、上記の程度が従前の機能を損なっていないことを被災の目安として運用している。

また、移動可能な施設（河川占用条件等）の被災は、警戒水位の突破が予想された時点で撤去すべきものであり、基本的に維持管理の範囲とみなしている。

7) 未供用施設の取扱い

公共土木施設のうち、公園が被災した場合において、次の場合は供用開始しているものとしている。

<p>公園が被災した場合における「他の事業により竣工し、かつ、独立した機能を有する施設」とは、当該被災施設の供用開始が行われていたものとする。ただし、当該被災施設が全て竣工しており、特別の事由により供用開始の手続き等が遅れている場合は、供用開始が行われているものとして取扱うこととする。</p>

【公共土木施設（公園）災害復旧事業の取扱いに関する申合事項について11】

公共土木施設（公園）に係る供用開始の取扱いについては、前述のとおり規定されており、その対象は特別の事由により供用開始手続きが遅れ、かつ供用開始が近く確実に見込まれるものに限定されている。その運用については、国庫負担申請時に申請者（施設管理者）が査定官及び立会官に協議を行い、公共土木施設（公園）としての採否を確認することとしている。

8) 公共土木施設の取扱いに準じて取扱う事項（都市施設等）

公共土木施設を除く都市施設（街路・都市排水施設等）等の災害復旧事業で、「基本方針」「同取扱方針」等に規定されていないものについては、公共土木施設災害復旧事業に準じて取り扱っており、その主な事項は次のとおりである。

- | |
|--|
| (1) 報告に関する事務
(2) 内未成の取扱い
(3) 他事業施行中の災害
(4) 事業費の積算
(5) その他、査定事務で特に「同取扱方針」に規定していないもの |
|--|

【都市災害復旧事業事務取扱方針 附則】

「負担法」の施行に関しては、公園施設が「負担法」の対象施設に加わる以前より、水管理・国土保全局から関連する通達等が既に運用されていること、公園施設の復旧事業の施行においても、これらの通達等が基本的に適用可能であることから、適宜準用することとしている。なお、適用が不明確な場合等は、都市局都市安全課に確認のうえ施行されたい。

2 緊急情報連絡

都市施設に係る災害発生時等には、都道府県・指定都市災害担当課は、地方整備局建政部等都市整備課（都市・住宅整備課、北海道開発局事業振興部都市住宅課、沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課（以下、「地方整備局建政部等」という。））に連絡し、地方整備局建政部等が都市安全課に情報連絡を行う。

【公園等の都市施設に係る災害情報連絡要領について】

【公園等の都市施設に係る災害発生時における緊急情報連絡について】

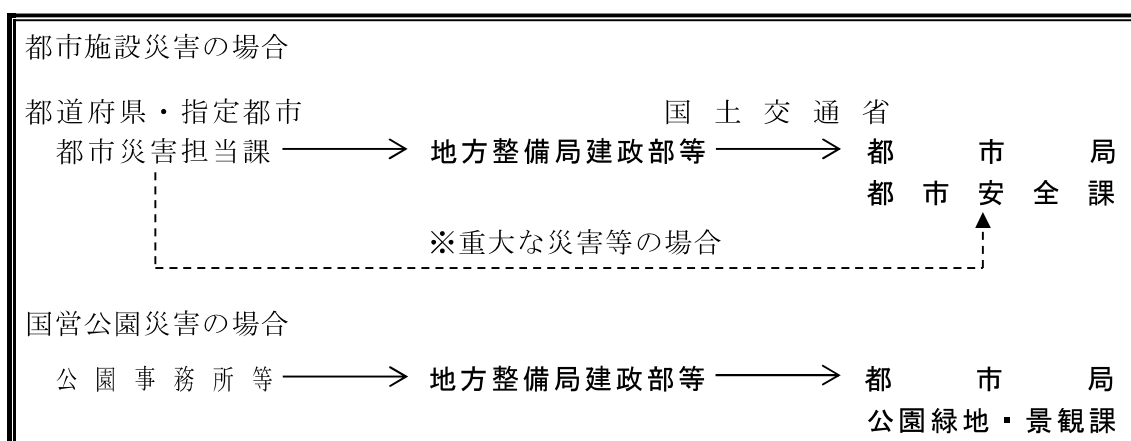
公園等の都市施設に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、確実かつ迅速な災害情報の伝達及び地域の災害対策の充実を図るため行うもので、とりまとのうえ被災の速報として関係機関や一般に公表している。

1) 情報連絡の対象となる事象

地震、風水害、火山の噴火等以下に例示する災害により所管の事項に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合には、2)に定める方法によって情報連絡を行うものとする。

- ・ 地震
- ・ 河川の氾濫
- ・ 土砂災害
- ・ 火山の噴火
- ・ 雪害災害
- ・ 高潮、津波等による災害

2) 連絡経路



重大な災害等の場合とは、最大震度5弱以上の地震の発生、市街地への土砂の流出等、都市施設に重大な被害の発生又は発生するおそれがある場合であって、国土交通省あるいは都市局として災害の状況を内閣危機管理センター、政府非常災害対策本部等に報告する必要がある場合等緊急の場合においては、都道府県・指定都市災害担当課は本省都市局都市安全課への直接連絡も行うものとする。

なお、重大な災害等の場合は、夜間、土日、休日を問わず別途連絡する緊急連絡先に電話、メール等で連絡すること。

3) 報告様式

報告様式は、以下を参考にすること（次頁の被災状況報告書様式の活用も可）。

都道府県	所在地名	管理者	施設名	被害状況等	対応状況等

3 災害報告

1) 被害状況報告（被災後速やかに）

都市施設が被災し、都市災害復旧を実施する場合は、被害状況報告並びに文書報告を行うこと。

【都市災害復旧事業査定申合事項並びに被害報告について 2 ロ】

公共土木施設（公園）、都市施設（街路・都市排水施設等）等に被害が生じた場合には、その施設の管理者は直ちに被害の調査を行い、必要に応じて事前打合せ・応急復旧工事（応急仮復旧、応急本復旧）を行うとともに、**速やかに被災状況をメール等により都市局都市安全課あてに報告すること。（様式は以下のとおり）**

また、別途位置図、被災状況平面図、被災状況写真、気象状況等の資料をメール等により報告されたい。

被災状況報告書(第 報)						都道府県・市名: _____
被災日時: _____			担当者氏名(TEL): _____			
異常要因: _____						
施設名	所在地	管理者	被災概要等	応急復旧状況等	被災金額(千円)	備考
						図面添付: 有・無 写真添付: 有・無 参考資料: 有・無
						図面添付: 有・無 写真添付: 有・無 参考資料: 有・無
						図面添付: 有・無 写真添付: 有・無 参考資料: 有・無

2) 文書報告（確報：被災後10日以内）

文書による報告は、被災施設等に対する**国庫負担・補助申請の意思表示となるもの**であり、次のとおり行うこと。

公共土木施設(公園)の災害報告は、国土交通大臣あてに「**災害報告書**」を水管理・国土保全局防災課へ提出し、写しを都市安全課へ送付すること。都市施設(街路・都市排水施設等)等の災害報告は、都市局長あてに「**都市災害報告書**」を都市局都市安全課へ提出すること。

【都市災害復旧事業査定申合事項並びに被害報告について 2 イ】

【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則 第4条】

被害金額については、被害状況報告と文書報告との整合を図りつつ、異なる被害金額を提出する場合は、必ず都市安全課に連絡すること。

3) 訂正報告

文書報告（確報）後、被災施設の詳細な調査や復旧工法の再検討等によって、被災額等を訂正する場合は、**災害発生後1ヶ月以内**に行う必要がある。

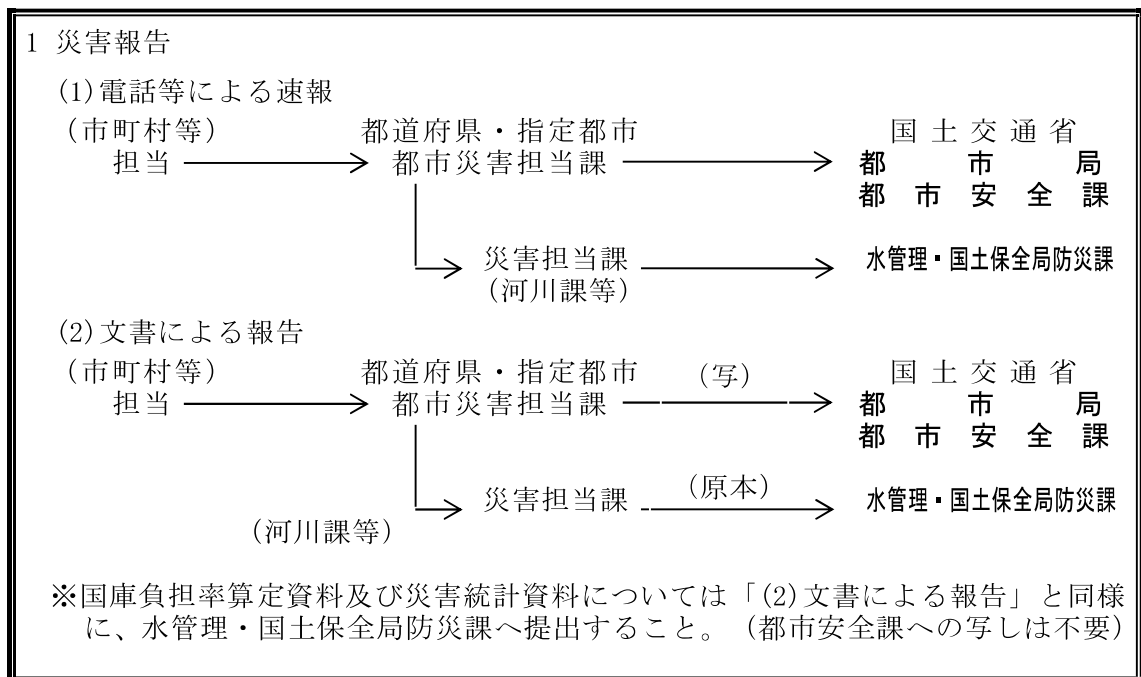
なお、文書報告（確報）による被害報告額と国庫負担・補助申請された各箇所の被害報告額が著しく異なる場合、**国庫負担・補助申請額が被害報告額を上回ることはないよう**、被害報告額の**訂正報告を災害査定時まで適切に行うこと**。

4) 報告の方法

災害報告は、被災した施設が市町村又は土地区画整理組合が維持管理するものにあつては、当該市町村長又は組合の管理者（長）が都道府県知事に報告し、都道府県知事は、これらを取りまとめて公共土木施設（公園）にあつては国土交通大臣あて、都市施設（街路・都市排水施設等）等にあつては都市局長あてに報告する。都道府県又は指定都市が維持管理するものにあつては、当該都道府県知事又は指定都市の長が同様に報告すること。

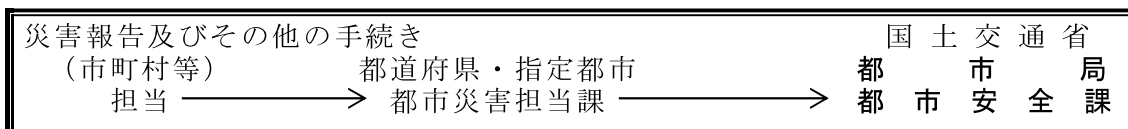
なお、都市災害復旧事業は**都市局都市安全課で所掌**しているが、公共土木施設（公園含む）の災害復旧事業に関する負担率算定の総括に関する事務については、**水管理・国土保全局防災課**において行っているため、その報告等の手続きは次のとおり異なるので注意が必要である。

<公共土木施設（公園）の場合の報告等>



【公共土木施設（公園）災害復旧事業に関する事務取扱いについて 1】

<都市施設（街路・都市排水施設等）等の場合の報告等>



<被害報告先>

国土交通省都市局都市安全課（内線32-353）	
NTT直通	03-5253-8402
NTT FAX直通	03-5253-1587
中央防災無線	5831
" FAX	5841
国土交通本省代表	03-5253-8111（内線32353）

4 応急工事

1) 応急仮工事と応急本工事

公共土木施設（公園）の応急仮工事は、原則として管理者の負担において施行すべきものであるが、特別の事情がある場合は、これらの応急工事に要した費用の全部、又は一部は国庫負担の対象となり得る。

ただし、都市施設（街路・都市排水施設等）等の応急工事費は、本工事の一部又は全部となるもののみとすることが規定されており、応急仮工事については原則として国庫補助の対象とはならない。

この国庫負担の対象となり得るものには、**応急仮工事と応急本工事**（内応急工事）の2つがあり、表-5のとおりである。

表 - 5

区分	対象施設	被災状況	応急工法
応急仮工事	公園	通常の状態における流水又は海水が侵入し、被災施設、それに隣接する一連の施設又は被災箇所の背後地に甚大な被害を与えているため又はそのおそれが大きいため、緊急に施行する必要がある	仮締切工事
	公園	次期出水等により被災施設、それに隣接する一連の施設又は被災箇所の背後地に甚大な被害を与えているため又はそのおそれが大きいため、緊急に施行する必要がある	欠壊防止工事
応急本工事 又は 内応急工事	公園 都市施設	査定前に施行した工事のうち復旧工事の全部又は一部となる工事	

【都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針 第43】

【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱 第9】

なお、**応急仮工事の採択要件は、応急仮工事費を除く工事費が、限度額（都道府県又は指定都市で120万円、市町村で60万円）以上**であること。

また、応急仮工事がある場合は、その工事費を明確に分離して査定を行う必要から、査定設計書を応急仮工事と応急本工事とに分冊作成（間接費は両者の直接工事費按分）し、国庫負担申請書（目論見書）に内応急仮工事費を記載する。

2) 応急工事の取扱い

応急工事は出来る限り復旧工事に利用できるような工法で施行し、適当でないと認められる工法で施行したものは、原則として適当な工法に変更させるものとし、これによって生ずる手戻り費は認められないこととなっている。

また、応急仮工事は、査定時点において竣功、未竣功にかかわらず、**すべて未着手工事**として取り扱い、同意単価で積算すること。

応急工事は、実地査定の時点では、既に施工していることから、被災内容が現場確認できないため、着工前に**被災状況、形状、寸法、数量等が判定できる写真及び計測値等**を十分に整備しておく必要がある。

【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱 第10】

【公共土木施設(公園)災害復旧事業の取扱いに関する申合事項について 4(1)】

5 事前打合せ

事前打合せは、下記の①～⑦のような箇所について行っていたが、公共土木施設（公園）、都市施設（街路・都市排水施設等）等の都市災害復旧事業については、災害査定の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行をより図る観点から、近年はすべての箇所にて行うこととしている。

災害査定前の事前打合せについては、図面、積算資料、写真、参考資料等の必要な書類を準備する必要がある。

ただし、災害復旧事業としての**採択の可否及び工事費の範囲については、査定により決定する。**

- | |
|---|
| <p>① 被災箇所が広範囲にわたり、その被災の程度が激甚であり、原形に復旧することが著しく不適当な場合において、被災箇所を含む区間全体にわたる一定計画のもとに施行する必要最小限度の工事とする箇所（一定災として申請する箇所）</p> <p>② 査定前に緊急に施行する必要がある箇所</p> <p>③ 工事竣功後1年に満たないもの（未満災）</p> <p>④ 降雨又は地すべりに起因して発生した施設災害で、地すべり防止対策を主体とした復旧工法を用いるもの</p> <p>⑤ 特殊な災害や特殊な構造物</p> <p>⑥ 公共土木施設(公園)災害復旧事業査定方針第15第1項に該当する箇所</p> <p>(1)一箇所の決定見込金額が4億円以上となる場合</p> |
|---|

- (2) 災害復旧事業の採否について、事務上又は技術上更に検討を加える必要があると考えられる場合
- (3) 手直工事又は補強工事の施行前又は施行中に生じた災害により被災した場合で、当該施設に係る工事が完了した場合にあっても被災するであろうと推測される場合
- ⑦ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所

【災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて
 (平成13年2月14日河川局防災課長通知 最終改正令和2年3月18日)】

6 国庫負担申請（公共土木施設）、国庫補助申請（都市施設等）

公共土木施設（公園）、都市施設（街路・都市排水施設等）等の災害復旧事業の国庫負担・補助の決定は、被災した施設管理者等からの申請に基づき行う行為であり、国庫負担・補助申請書の提出は、査定の実施や負担・補助金を受けるための正式な手続きである。なお、**国庫負担・補助申請書は、地方整備局等が査定を行うものも含め、国土交通省都市局都市安全課へ提出**する。市町村の維持管理する施設等についての申請は、都道府県を経由すること。また、**提出期限は査定予定日の2週間前を目安とする。**

<公共土木施設（公園）の場合の申請>

- ① 国庫負担申請書を提出すること。
- ② 「目論見書（負担法）」及び「設計書（負担法）」、箇所図、気象資料、原因状況資料、災害総計表、図面、写真を添付すること。

【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令 第6条】

<都市施設（街路・都市排水施設等）等の場合の申請>

- ① 国庫補助申請書を提出すること。
- ② 「目論見書（都市施設）」及び「設計書（都市施設）」、箇所図、気象資料、原因状況資料、災害総計表、図面、写真を添付すること。

【都市災害復旧事業事務取扱方針 第7】

目論見書の記載について、以下の点に留意すること。

- ・申請額・決定額は①工事費総額、②内応急仮工事費（ ）書き、③内工事雑費 < >書き、④内国庫補助対象額 [] 書きの**4段書**とすること。

【平成22年度以降に係る国庫負担申請書及び災害査定復命書等の様式変更について（通知）】

- ・**経済効果**は、公園や広場の場合には、公園面積（ヘクタール）、利用人口（人／年）を記載すること。その他の施設の場合には、経済効果の対象範囲に含まれることとなる住家、公共建物、田、畑、山林等の数量を正確に記載すること。

【公共土木施設（公園）災害復旧事業査定方針 第9】

【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担申請における目論見書の経済効果への記載について（通知）】

また、国土交通省が所管する兼用工作物（農林水産省が所管する施設に係るもの並びに国土交通省が所管する施設のうち港湾及び港湾に係る海岸に係るものと効用を兼ねるものを除く。）であれば、管理者が異なる場合においてその効用の大きい施設に係る災害復旧事業として採択できることとなっている。

【公共土木施設（公園）災害復旧事業査定方針 第6】

7 原形復旧の原則

「負担法」及び「基本方針」では、災害復旧事業の定義として

「災害に因って必要を生じた事業で、災害にかかった施設を**原形に復旧（原形に復旧することが不可能な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するための施設とすることを含む。）**することを目的とするものをいう。」

【都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針 第2 2】

【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 第2条2項】

としており、災害復旧事業があくまで原形復旧を原則としていることを明確にしている。

また、「同取扱方針」では原形復旧の解釈として「**旧の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設を復旧すること。**」としている。

しかしながら、災害によって被害を受けた施設は、必ずしも原形に復旧することが出来ない場合や原形に復旧することが不適当な場合があり、これらについても下記により災害復旧事業とみなす（対象施設機能・効用の原形復旧）ことがある。

1) 公共土木施設（公園）の場合

「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱 第二・第三」を参照すること。

2) 都市施設（街路・都市排水施設等）等の場合

区 分	復 旧 工 法 等
1 原形復旧が不可能な場合	必要最小限度の工法による
イ) 地形、地盤が著しく変動し、旧の位置に復旧することが不可能な場合 ロ) 原施設の形状、寸法では復旧することが不可能な場合	
2 原形復旧が著しく困難な場合	当該施設の従前の効用を復旧する必要最小限度の工事を行う
地形、地盤が変動し、又は被災施設の除去が困難なため旧の位置に旧の形状、寸法及び材質の等しい施設を復旧することが著しく困難な場合	
3 原形復旧が著しく不適当な場合	従前の効用を回復する必要最小限度の工事を行う
イ) 地形、地盤が変動し、又は災害の規模、若しくは原施設の形状、寸法等から判断して原形に復旧することが著しく不適当な場合	
ロ) 原形に復旧しなくても旧の施設の効用を復旧することが著しく効果的であると判断される場合	従前の効用を回復する必要最小限度の工事に相当する額を災害復旧費とする

【都市災害復旧事業事務取扱方針 第3】

8 設計書の作成

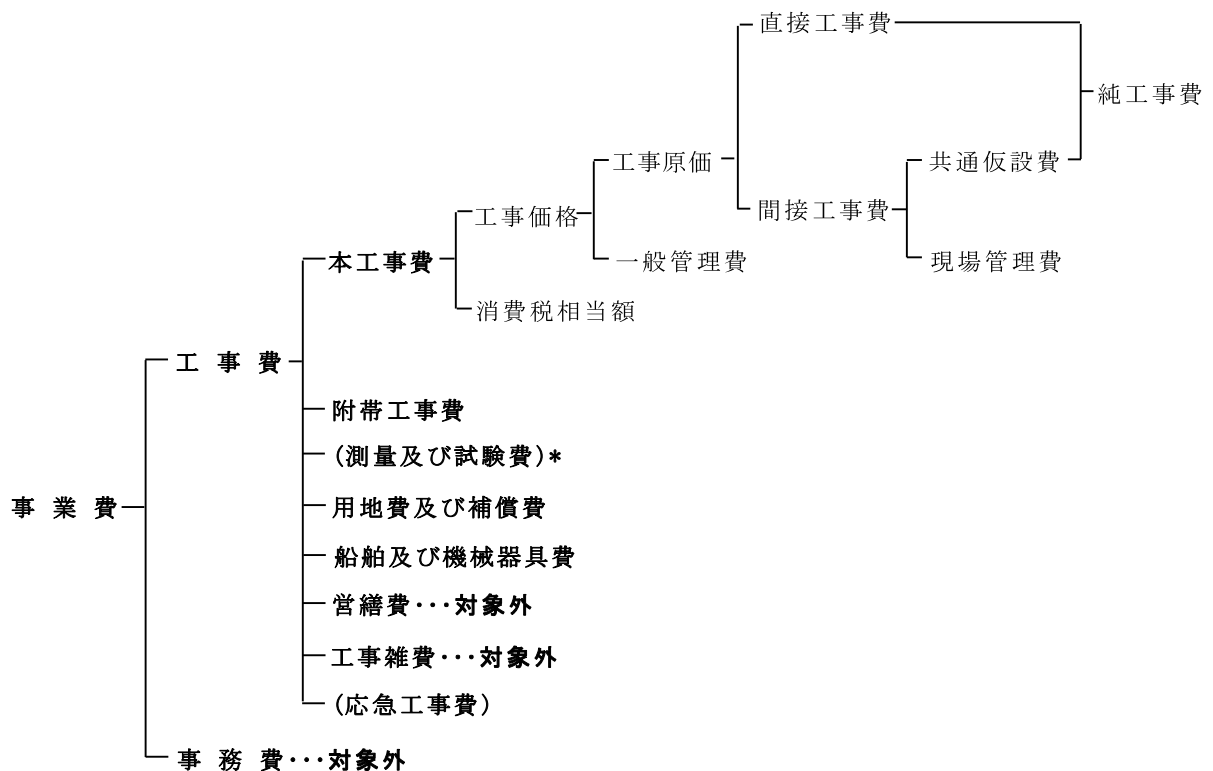
1) 事業費の範囲

災害復旧事業で国が負担・補助する**事業費**は、災害復旧事業の工事のため直接必要な**本工事費、附帯工事費、（測量及び試験費）、用地費及び補償費、船舶及び機械器具費**の合計額（以下「**工事費**」という。）である。

【都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針 第4】

【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令 第4条】

【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱 第4、7】



() は必要に応じて計上することが出来る。

* 測量及び試験費は公共土木施設について、以下の場合に国庫負担申請の対象となる。

- ①協議設計とする場合及び事前打合わせにおいて必要があると条件を付記された場合
- ②大規模災害査定方針に基づき図面等の簡素化を行って災害査定を受検し、査定後に設計を行う場合

【公共土木施設（公園）災害復旧事業の取扱いに関する申合事項について 1】

【令和2年7月31日付け事務連絡大規模災害時における調査、測量、試験又は設計に要する費用の取扱いについて】

1-1) 本工事費

本工事費の構成は次のとおりである。

本 工 事 費 の 構 成

工 種	内 容
直接工事費	直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに次の3要素について積算する。
労 務 費	工事の施行に直接必要な労務の費用で、施行令に基づき同意を受けた設計単価及び歩掛（以下、同意単価及び歩掛）により積算する。
材 料 費	工事の施行に直接必要な材料の費用で、同意単価及び歩掛により積算する。
直接経費	工事の施行に直接必要な特許使用料、水道光熱電力料及び機械経費で、それぞれに定めるところにより積算する。
共通仮設費	共通仮設費の各項目の積算は、下記の費用で各工事部門に共通的なものとし、それぞれに定めるところにより工種区分ごとに積算する。
運 搬 費	機械器具の運搬に要する費用並びに現場内における器材の運搬に要する費用
準 備 費	工事施行のための準備及び跡片付けに要する費用、調査、測量及び丁張り等に要する費用並びに伐開、整地及び除草等に要する費用
安 全 費	交通管理に要する費用、安全施設等に要する費用、安全管理等に要する費用並びに工事施工上必要な安全対策等に要する費用
役 務 費	土地の借上げに要する費用及び電力、用水等の使用基本料
技術管理費	品質管理のための試験等に要する費用、出来形管理のための測量等に要する費用、工程管理のための資料の作成に要する費用並びにその他技術管理上必要な資料の作成に要する費用
現場管理費	工事の施行にあたって工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費で、定められた算式で積算する。
一般管理費等	一般管理費及び利潤で、定められた算式で積算する。
消費税相当額	工事価格に消費税の税率を乗じて得た額

【公共土木施設災害復旧事業に係る設計書の作成等について 第一 第二（昭和43年4月1日 河川局長通知 最終通知平成24年1月31日）】

1-2) 附帯工事費

補助事業者等が直接施行する場合においては、本工事によって必要を生じた他の施設の工事（以下「附帯工事」という。）に要する費用のうち、本工事費の内容に相当する部分の経費（他の経費はそれぞれの当該費目に計上する。）の合計額とし、当該附帯工事に係る他の施設の管理者が施行する場合においては、当該附帯工事の工事費（測量及び試験費、用地費及び補償費、船舶及び機械器具費、営繕費及び工事雑費相当額を含む。）及び事務費の総額とする。

1-3) 用地費及び補償費

工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用とする。

1-4) 船舶及び機械器具費

工事の施行に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費（船舶保険料を含む。）並びに据付、撤去、修理及び製作に要する費用とする。

1-5) 工事雑費

工事の現場事務に必要な備品費、修繕費、消耗品費、賃金、印刷製本費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、筆耕翻訳料、手数料、広告料、使用料及び賃借料、委託料などの費用とする。

工事費の費目毎に次の率を乗じて算定する。〔直営施工：4%、請負施工：1.5%〕

2) 設計単価・歩掛・数値基準

災害復旧事業の積算は、災害査定用の積算基準によるものとし、設計書の作成に使用する単価及び歩掛は、土木工事にあつては「公共土木施設災害復旧事業」、建物の補修工事にあつては「公立学校災害復旧事業」に用いるものを、それぞれ使用すること。それらに該当しない特殊な施設等についての設計単価・歩掛については、複数社の見積り等を徴集・検討するなど、適切な方法で設定すること。

なお、土木工事の場合は国土交通大臣の同意を得たものを使用すること。また、機械設備及び電気設備の単価及び歩掛については、必要に応じ国土交通大臣の同意を得ること。

また、査定設計書（工事内訳書）の表示単位は、数値基準は各々の工種・種別毎に定められており、数値のまるめは四捨五入、費目の金額は千円止めと定められている。

【都市災害復旧事業事務取扱方針 第8】

【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令 第6条第2項】

【災害復旧事業における総合単価の使用について 記1

（昭和62年5月1日 河川局長通知 最終改正平成26年6月27日）】

同意設計単価の作成要領

設計単価	作成要領
労務単価	農林水産省農村振興局長、国土交通省総合政策局長及び港湾局長が定める公共工事設計労務単価による。
材料単価	査定時の市場価格とし、設計書に計上する材料の単位あたりの価格は査定時の物価資料等を参考に、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とする。
損料	「補助事業等に係る工事設計書の作成について」（昭和34年4月1日付け建設省発会第107号 建設事務次官通知）による。
総合単価	<p>労務単価、損料、歩掛及び以下に定める材料単価を使用して、地区別、工種別、規格別に作成するものとし、その作成に当たっては、平均的な材料単価、歩掛、数量等を使用し、現場条件等を総合的に勘案して直接工事費を算出する。</p> <p>材料単価については、別に定める日現在における市場価格を調査し、当該都道府県（指定都市を含む。）内の平均単価とする。</p>

【設計単価及び歩掛の作成について 記一～四
（昭和41年4月1日 河川局長通知 最終改正平成26年6月27日）】

3) 都市施設（街路・都市排水施設等）の場合の目論見書及び設計書

都市施設（街路・都市排水施設等）の場合は、目論見書及び設計書は公共土木施設（公園）の様式を準用すること。

9 災害復旧事業費等の決定

国庫負担・補助申請書等に基づき、都市災害復旧事業を担当する査定官（国土交通本省または地方整備局等の技官、事務官）及び立会官（財務省地方財務局）が、申請者（都道府県・市町村等）から被災現場等で被災状況、復旧工法等の説明を受け、被災の事実・採択要件等を確認し工事費等を決定（朱入れ、定金等と称する）する一連の作業を災害査定という。

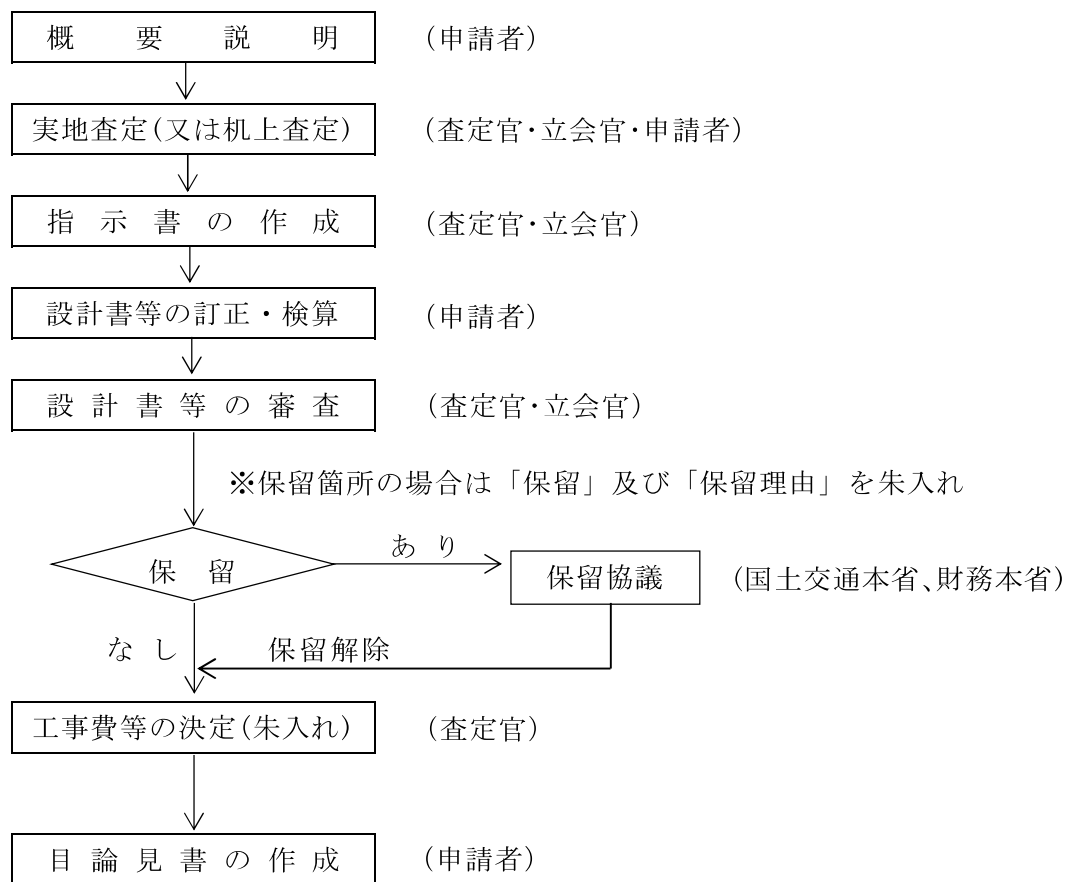
なお、災害復旧事業の一箇所の工事費がおおむね2,000万円未満のものは、地方整備局等が査定を行う。

【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則 第15条】

<災害査定の内容>

- ・ 災害の要件を満足しているか否かの確認
- ・ 被災施設（対象施設）等の要件を満足しているか確認
- ・ 復旧工法の適否（延長、工法、使用材料等）
- ・ 設計書の審査（設計単価、歩掛、図面表示、数量計算、数値基準等）
- ・ 工事費等の決定（保留の場合は仮決定）

<災害査定のフロー>



※保留箇所は目論見書集計から除外

1) 災害査定の準備 (申請者)

申請者が査定時に準備・持参すべきものは、次のとおりである。

- ・ 目 論 見 書
- ・ 箇 所 図 (位置図を含む)
- ・ 設 計 書 (正・副) 及び図面
- ・ 災 害 野 帳 (災害名、箇所名、申請金額、申請内容、縮小図面等を記載)
- ・ 気 象 関 係 資 料 (公的観測所の観測資料、測定地点の選定理由等災害の要件を満たしていることが明確であるように整理)
- ・ 施 設 管 理 者 の 確 認 資 料 (都市計画図、告示書、公園施設台帳等)
- ・ そ の 他 (事前打合せ書、維持管理状況の分かる資料、応急工事の契約書等)

2) 概要説明 (申請者)

概要説明は、通常、地方公共団体の本庁又は土木事務所等を利用して行い、次の内容について、申請者が査定官及び立会官に説明する。

- ・ 異 常 気 象 の 説 明 (災害の定義参照)
- ・ 被 災 箇 所 の 説 明 (対象施設参照)
- ・ 申 請 概 要 の 説 明 (復旧工法等、応急復旧内容等)
- ・ 査 定 日 程 の 説 明 (行程・班編制等)
- ・ そ の 他 (査定官・立会官より指示注意事項等)

3) 実地査定 (査定官・立会官・申請者)

実地査定の内容は、概ね次のとおりである。

- ・ 当該箇所の申請内容の詳細説明 (申請者)
- ・ 復旧工法等の詳細説明 (申請者)
- ・ 設計図面、数量に基づく現地計測 (査定官、立会官、申請者)
- ・ 設計書等の審査 (査定官、立会官)
- ・ 査定官、立会官、申請者が相互に意見等を調整し、工法、復旧範囲等を決定する

工法選定上の留意点

- ・ 原則は原形復旧
- ・ 被災原因の究明に努め、被災原因の除却を考慮した工法とする
- ・ 施設の目的等を考慮し、現地に適合した材料・工法とする
- ・ 地方公共団体内で考え方に統一のとれた工法とする (箇所ごとに基本的な考え方を変えない)

設計書審査の留意点

- ・ 復旧工法と設計内訳の照合
- ・ 単価、歩掛等の確認（大臣同意を得ているか、見積書が整備されているか）
- ・ 設計書等違算のチェック（図面・数量の位取り及び数値基準・端数処理に留意する）
- ・ **事業損失防止施設費の必要性が明確な場合は査定設計に計上できる。現場発生材等の搬出場所が確定している場合には当該運搬費用、投棄料等を計上できる。搬出場所が確定していない場合には査定設計では2kmの運搬費用のみを計上する（処分費は実施設計時に計上する）**

なお、応急工事（査定前施工）を実施した場合は、被災状況確認及び現地計測等が不可能な場合が大多数であり、被災写真・計測値等を整備しておくことが重要である。

4) 机上査定等（査定官・立会官・申請者）

都市局の災害査定は、原則として現地において行うこととしているが、**次の場合には机上により行うことが出来る。**

- ・ 申請金額が、**1,000万円未満**の場合
- ・ やむを得ない理由により、**実地査定が困難**な場合

【公共土木施設（公園）災害復旧事業査定方針 第11】

机上査定では各種資料による査定となるので、被災写真及び計測値等を十分に整備しておく必要がある。写真整備等の主な留意点は次のとおりである。

- ・ 被災状況の全体が数量的に把握出来る写真
- ・ 被災範囲（延長の起終点・高低の起終点）の確認が出来る写真
- ・ 周辺の状況や復旧の必要性が確認出来る写真
- ・ 電気・機械設備・建築設備等のように被災状況の目視確認が難しい施設は、被災状況写真のほか個々の分解写真及び計測値（絶縁抵抗値・機械特性値）等を整理した資料を基に、**第三者機関等の被災証明書等**を整備

5) 指示書の作成（査定官・立会官）

実地（机上）確認の結果、申請者に対して指示すべき事項があった場合は、査定官が指示書に記述して、申請者に指示を行うこととなっているが、指示書は特に定められた書式はなく、設計書の鏡の右上に符箋紙等を張り付けたもので行う。都市災害復旧事業では査定官及び立会官が指示書にサインをして実地（机上）確認が完了する。

なお申請者は、符箋に記載された指示事項について不明確な点がある場合、現地で質問するなどして、指示事項の主旨を確認すること。

6) 設計書等の訂正及び検算 (申請者)

申請者は、指示書に基づき設計書、図面等の訂正及び検算を行う。

なお訂正は、申請した設計書等に**見え消しの朱書き**で行う。また、設計書等の訂正は工事費等の決定根拠となるものであり、実地(机上)確認後ただちに行うことが必要である。訂正した設計書は、申請者はもとより随行者等(都道府県等)が必ず検算等を行い違算等の発生を防止すること。

7) 工事費等の決定(朱入れ) (査定官)

査定官及び立会官が訂正された設計書等の最終審査を行ったのち、申請者の立ち会いのうえ、**査定官が設計書の鏡に決定工事費等の赤書き(朱入れ)を行う**。朱入れにより当該災害復旧事業の**工事費(基本方針に基づく都市災は事業費)が決定**する。

なお、都市災害復旧事業は、基本的に単年度で行う災害復旧事業であり、緊急順位と復旧進度が関連しないことから、公共土木施設(公園)及び都市施設(街路・都市排水施設等)等に関する緊急順位は記入しないこととしている。

ただし、公共土木施設(公園)については、単年度復旧事業であることから災害統計上はAランクの取扱いをすることとしている。

<朱入れの例>

(設計書の鏡)

○一般的な場合

令和○年○月○日	実査 ※
決定額 ○○, ○○○	千円

※机上査定の場合は「机査」と記載

○応急仮工事が含まれる場合

令和○年○月○日	実査
決定額 ○○, ○○○	千円
(内仮工事費 ○, ○○○)	千円)

8) 保 留（保留協議）

次の場合には、その取扱いは保留となる。

○公共土木施設（公園）災害復旧事業査定方針 第15

- ・ 1箇所**の決定見込金額が4億円以上**となる場合
- ・ 災害復旧事業の採択について、事務上又は技術上更に検討を加える必要があると考えられる場合
- ・ 他の関係各省庁その他と協議を要する場合
- ・ 手直工事又は補強工事の施行前又は施行中に生じた災害により被災した場合で、当該施設に係る工事が完了した場合にあっても、被災したであろうと推測される場合

○都市災害復旧事業事務取扱方針 第6

- ・ 都市施設（街路・都市排水施設等）等については、1箇所**の決定見込金額が1億円以上**となる場合
- ・ 災害復旧事業の採否、採択工法について**立会官との意見を異にする**場合
- ・ 由緒ある建物等で原形に復旧する必要がある認められるもので、その費用が多額となる場合

なお、保留となった箇所（事項）については、後日、国土交通本省と財務本省との協議（**保留解除協議**）により、採否及び金額等が決定（**保留解除**）されるが、保留解除の協議は机上で行われるので、実地査定後速やかに机上査定の要領で査定設計書の写し、図面・写真・参考資料等を整備し、都市局都市安全課長あて（地方整備局等が査定を実施した場合は地方整備局等を経由）の保留解除申請書に添付し提出すること。

財務本省から保留解除（決定金額・解除日）の通知後、国土交通本省で査定設計書（正）に保留解除（決定額）の朱入れを行う。

<朱入れの例（保留の場合）>

（設計書の鏡）

○保留朱入れ時

<p>保 留</p> <p>令和〇年〇月〇日</p> <p>実査</p> <p>査定方針第15・1・（一）※</p>
--

※保留理由を明記する（付箋にも記入）。

- ・ 公共土木施設（公園）：査定方針第15・1・（一）～（四）
- ・ 都 市 施 設 等：事務取扱方針第6・1～3

※符箋には次のとおり記入すること。

1. 「保留」
2. 「仮決定金額（赤書）」
3. 「保留理由」

○保留解除時

保 留	
令和○年○月○日	実査
査定方針第15・1・(一)	
保 留 解 除	
令和○年○月○日	
決定額	○○, ○○○ 千円

○堆積土砂排除事業と災害等廃棄物処理事業（環境省所管）
とが連携し、災害廃棄物事業のみが保留となる場合

令和○年○月○日	実査
決定額	○○, ○○○ 千円
(連携事業のうち、災害等廃棄物処理事業が保留となり、事業内容に変更が生じる場合は、設計変更を行うこと。)	

9) 失格・欠格

失格（1箇所の工事の費用が、都道府県・指定都市にあつては120万円、市町村等にあつては60万円に満たないもの）又は欠格とした場合には、査定設計書の鏡に失格又は欠格の理由（被害少、対象外施設、維持工事等）を明記（朱書）することとなっている。

【公共土木施設（公園）災害復旧事業査定方針 第10】

<朱入れの例（失格・欠格の場合）>

（設計書の鏡）

令和○年○月○日	実査
失 格	
or	
欠 格（被害少）※	

※欠格の場合、査定方針第10の欠格理由を（）書で明記する。

10) 目論見書の作成（申請者・査定官・立会官）

査定により決定された事業費等に基づき申請者が目論見書を作成し、**査定官及び立会官は内容を確認する。**

なお保留箇所については、金額の決定がなされていないことから、査定での決定金額の集計からは除外し、保留解除後改めて赤書作成し提出することとなっている。

なお、公共土木施設（公園）及び都市施設（街路・都市排水施設等）等は、施設、被災原因、査定回数、各施設毎各々別葉として作成することとしている。工事番号は申請者が付記するものであるが、水管理・国土保全局の工事番号と混同しないように配慮されたい。離島の災害（高負担率）が含まれる場合等は、摘要欄に明記すること。

11) 復命書の作成（査定官）

公共土木施設（公園）に関する災害査定復命書は、災害対策、激甚災害指定、予算措置、国庫負担率算定等のための重要な資料となるので、誤りのないように作成しなければならない。地方整備局等は災害査定実施後、速やかに復命書の写しを都市局都市安全課に提出する。

なお、復命を要する事項は、復命書の鏡、検査の概要、災害総計表等「査定方針第17」によること。

また、都市施設（街路・都市排水施設等）等についても、これに準じて取扱うものとするが、公共土木施設（公園）とは、別葉とすること。

※復命書の様式のうち『災害総計表』、『被災原因別調書』は、「決定工事費に係る調書」、「決定工事費のうち工事雑費に係る調書」、「国庫負担対象額」を別様で作成する。

※復命書の様式のうち『目論見書』、『保留箇所調書』の申請額及び決定額欄は、決定工事費、決定工事費のうち応急工事費（工事雑費を含む）、工事雑費（応急工事費の工事雑費を含む）、国庫負担対象額をそれぞれ四段書きで記載する。

10 事業の実施

災害査定により事業費等が決定した場合、又は保留が解除された場合には、申請者に予算措置（負担金・補助金交付決定までは単独費等対応）が可能であれば、直ちに災害復旧事業を実施することができる。（施越工事扱い）

なお、発災直後から復旧工事を実施することも可能である（ただし、**国庫負担の対象は査定で決定される**）。

都市災害復旧事業に係る施越工事については、承認の手続きを要しない

【いわゆる「施越工事」に対する実施設計承認について 記5
（昭和49年4月10日 都市局長通知 最終改正令和3年3月31日）】

1 1 国庫負担金・補助金の交付申請及び決定等

災害復旧事業の国庫負担金・補助金に係る国との諸手続きは、都市局の通常の補助事業と異なり、国土交通本省と各都道府県（市町村施行分は都道府県経由）が直接行うこととなっているので注意されたい。申請の詳細は「都市局所管国庫補助申請等要領（平成13年6月27日国都総第2000号）」を参照すること。

なお、規則第8条に基づき、当該事業費の議会の議決のあった予算書の関係部分の写しを添付すること。

1) 国庫負担金・補助金の内示

都市局総務課から負担金・補助金の交付額を都道府県知事あてに通知（内示）する。

なお例年、査定が完了し工事費が決定しているものについては補正予算等の予算が確保された段階で通知（内示）し、指導監督事務費は額が確定した段階で通知（内示）する。

2) 国庫負担金・補助金の箇所別流用（※箇所：査定決定した工事単位をいう。）

国庫負担金・補助金の配分決定後の事情変更等により配分額を変更する必要が生じた場合で、実施設計の都合あるいは当該年度で事業が完了する等のため、都道府県及び指定都市内の箇所別流用により措置することが適当であると認められるものは、次のとおり取扱う。

- ① 都道府県及び指定都市において箇所別の流用を必要とする場合には、流用対象となる事業主体の同意を得て、別紙様式による申請書を都市局長に提出し、その承認を受けなければならない。
- ② 都道府県及び指定都市から箇所別流用の申請があったときは、その理由を審査し、流用すべきものと認めるときは、その都度承認を与える。
- ③ 流用承認を受けた事業の事業主体は、速やかに交付決定の変更申請の手続きを行う。
- ④ 本取扱による箇所別流用ができるのは、原則として同一工種（各事業について細分されている事業種別をいう。）相互間に限る。

【都市局所管国庫補助金の箇所別流用について
（昭和41年5月 都市局長通知 最終改正令和3年3月31日）】

なお、ここでの箇所とは査定決定した工事単位であり、**同一自治体内の箇所間で流用を行う場合も本手続が必要であるため、必ず申請を行って承認を受けると共に、速やかに交付決定変更の申請手続きを行うこと。**

<箇所別流用等の手続きが必要な例>

（交付決定額）			（変更後実施額）	
A公園(1工区)	10,000千円	A公園(1工区)を減額し A公園(2工区)へ流用	A公園(1工区)	8,000千円
A公園(2工区)	15,000千円		A公園(2工区)	17,000千円
A公園(3工区)	20,000千円	A公園(3工区)を減額し B公園へ流用	A公園(3工区)	16,000千円
B公園	25,000千円		B公園	29,000千円
合計	70,000千円		合計	70,000千円

3) 国庫負担金・補助金の交付申請

補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費、その他必要な事項を記載した負担金・補助金交付申請書を、次のとおり国土交通大臣に提出すること。

- | |
|---|
| <p>① 市区町村の維持管理に属する施設の申請は、当該都道府県知事を経由して提出する（当該都道府県知事は、申請の内容等の審査を行う：国土交通大臣宛報告）</p> <p>② 土地区画整理組合の維持管理に属する街路についての申請は、当該都道府県知事が提出する（都市局で、申請内容等の審査を受ける：国土交通大臣宛申請）</p> <p>③ 都道府県・指定都市の維持管理に属する施設の申請は、当該都道府県知事が提出する（都市局で、申請内容等の審査を受ける：国土交通大臣宛申請）</p> |
|---|

【都市災害復旧事業事務取扱方針 第7 2】

【都市局所管国庫補助金交付申請等要領 2

（平成13年6月 都市・地域整備局長通知 最終改正令和3年3月31日）】

4) 国庫負担金・補助金の交付決定

国土交通大臣は負担金・補助金の交付の申請があった場合は、補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反していないかどうか、補助金等の目的及び内容が適当であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、交付すべきものと認めた場合は、速やかに交付の決定を行う（交付決定通知は都市局総務課から行う）。

5) 国庫負担金・補助金の交付決定変更の申請

交付決定額等の変更をしようとする場合は、補助金交付決定変更申請書を交付申請の手続きに準じて国土交通大臣に提出すること。

【都市局所管国庫補助金交付申請等要領 2

（平成13年6月 都市・地域整備局長通知 最終改正令和3年3月31日）】

1 2 設計変更

1) 設計変更

設計変更とは、**工事の設計要件の変動等に伴うもので、水勢又は地形の変動、違算又は誤測、物価の変動、増破、その他これらに類する事由に基づきやむを得ないもの又は災害復旧事業と他の工事を合併施行する場合に設計を変更することである。**

なお、軽微な変更を除き災害復旧事業の工事の施行に際し設計変更をしようとする時は、**あらかじめ財務局と協議したうえで、必ず国土交通大臣にその同意を得なければならない。**

設計変更の協議の申出に必要な書類等は次のとおりである。

- | |
|--|
| ① 変更設計書……………設計書の鏡と工事総括表 |
| ② 決定設計書の写し…①に準ずる |
| ③ 変更理由書……………変更事項別に簡潔に変更理由を記載する |
| ④ 変更対照表 ……別紙様式第四（設計単価又は歩掛の変更のみの場合には不要） |
| ⑤ 写真、その他資料…状況が把握出来るもの |
| ⑥ 図面……………当該変更の内容説明に必要な程度の図面 |

ただし、次の**軽微な変更**については、変更同意は必要としない。

- | |
|---|
| <p>1. 各工事箇所について当該変更又は追加による工事費の増減が、当該工事箇所における決定工事費（国土交通大臣の同意を得てその設計を変更している場合においては当該変更設計額）の3割以内で、かつ、1,000万円以下のもの又は当該決定工事費の3割に相当する金額が300万円以下であるときは300万円以内のもので次に掲げる項目に該当する場合</p> <p>①誤測又は違算の訂正に係る変更</p> <p>②事業実施年度において国土交通大臣の同意を得た設計労務単価、設計資材単価の変更</p> <p>③事業実施年度において国土交通大臣の同意を得た歩掛の1.2倍に相当する歩掛以内の歩掛の変更</p> <p>④水勢又は地形の変動等の事由により必要となる変更のうち工法に変更のないもので次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長の増減が2割以内で、かつ、15m以内の変更 ・法長又は断面のみの変更（2.①を除く） ・仮設工の変更 ・交通誘導警備員又は列車見張員の変更 ・すり付工、取付工又は雑工の変更又は追加 <p>⑤次の変更で工事の程度に変化を生じないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杭打工事の杭の形式又は寸法の変更（橋梁、水門、閘門、樋門及び樋管並びに下水道のポンプ施設及び処理施設の基礎杭並びに地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の抑止杭に係るものを除く） ・根固めブロック又は法覆ブロックの形式の変更 ・推定された岩盤が存在せず、又はぜい弱であるため、岩着工法を基礎コンクリート工法とする変更又は十分な強度の岩盤が存在したため、コンクリート基礎工法を岩着工法とする変更 ・遠心力鉄筋コンクリート管の継手構造の変更 <p>2. 次に掲げる変更で工法及び工事の程度に変更のないもの</p> <p>①推定岩盤線の変更による法長又は断面のみの変更</p> <p>②土の変化率に係る土量の変更</p> <p>③再測量に基づきその全数量を計上できる埋塞土又は流木等堆積物の変更</p> <p>④搬出場所の確定に伴う現場発生材の運搬費用の変更又は投棄料の追加</p> |
|---|

【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令 第7条】

【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱 第20】

2) 合併施行

合併施行とは、災害復旧事業と他の事業を合併して施行することをいい、国土交通大臣の同意に係る設計変更の手続きが必要となる。（単年度施行の場合は、他の事業の主管課が起案し、都市局都市安全課が合議をうける。）

合併施行の条件として、次があげられる。

- ① 災害復旧事業の目的を達していること。
- ② 合併施行により施設の効用が増大すること。

なお、災害復旧事業の事業費の決定の基礎となった設計そのものに変更がない場合（例えば、単独施行することによる延長の追加など）は、いわゆる「合冊」となり、設計変更の対象ではない。合併施行した場合の精算方法は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第22」を参照すること。

1 3 繰越手続き

事業が年度内に完了しないため、完了予定期日を変更しようとする場合には、国土交通大臣に報告するものとする。ただし、補助金の繰越を伴わない場合であり、かつ当初の完了予定期日（補助金の繰越があった場合は、当該繰越により定められた完了予定期日とする。）後6箇月以内の場合は、この限りでない。

- ・ 繰越手続きを行った場合は、完了予定期日の変更を行う。
- ・ 補助事業の「完了予定期日変更報告書」を国土交通大臣に提出する。市町村施行事業については、都道府県知事を経由して提出する。
- ・ 「完了予定期日変更報告書」には、支出負担行為担当官が国の歳出予算を繰り越すときに財務局長等又は国土交通大臣に提出すべき繰越計算書の写しを添付すること。

【都市局所管国庫補助金交付申請等要領

（平成13年6月 都市・地域整備局長通知 最終改正令和3年3月31日）】

1 4 再調査

都市災害復旧事業のうち、国の負担金又は補助金の交付される期間が複数年度にわたる災害復旧事業については、交付期間に係る最終年度に再調査を実施する。過年発生災害に係る事業について、その後の状況の変化に即応した事業費を調査し必要な残事業費を確認するものである。

【都市局所管災害復旧事業の再調査要綱について

（平成30年3月30日 国都安第110号 都市局長通知 最終改正令和4年3月25日）】

1.5 事業の完了

1) 成功認定申請書又は実績報告書

※特に、設計変更や箇所別流用の手続き漏れがないように注意されたい（箇所別流用については、第2-1-1-2）を確認すること）。

申請者は災害復旧事業を完了したときは、公共土木施設（公園）災害復旧事業は成功認定申請書、その他の都市災害復旧事業は実績報告書を、速やかに国土交通大臣に提出しなければならない。

提出期日は、事業の完了日から起算して1箇月を経過した日又は完了日の翌年度の4月10日のいずれか早い日までとされているが、この期日によることが困難な特別の事由があるときは、完了日の翌年度の6月末日とされている。

なお、市（指定都市を除く。）町村工事については都道府県知事が成功認定、額の確定を行うこととなっている。

<公共土木施設（公園）の場合の成功認定>

- ・ 復旧事業が全部完了した場合に全部成功表を作成し、提出する。
- ・ 公共土木施設（公園）災害復旧事業については、原則、単年度予算で執行することから全部成功認定（現年度完了分、繰越完了分）に関する検査を実施。
（複数年度予算で執行する場合には、一部成功認定に関する検査も実施。）

【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令 第11条、第12条】

【公共土木施設（公園）災害復旧事業成功認定の取扱いについて
（平成18年4月3日まちづくり推進課長通知 最終改正平成29年8月24日）】

【公共土木施設災害復旧事業成功認定の取扱いについて
（昭和49年12月24日 河川局長通知 最終改正平成14年6月4日）】

・ 単年度の負担金交付の場合

事業の全体について、災害復旧事業を完了した日の属する年度の翌年度に、全部成功認定の検査を実施する。

・ 複数年度の負担金交付の場合

特別な事情により複数年度の予算措置により補助を受けた場合、以下の2種類の成功認定が必要となる。

①一部成功認定：事業途中の年度においては、当該年度に事業が完了した分について、その翌年度に、一部成功認定に関する検査を実施することとする。

②全部成功認定：災害復旧事業を完了した日の属する年度においては、その翌年度に、当該年度に事業が完了した分について一部成功認定を実施するとともに、事業の全体について、全部成功認定に関する検査を実施することとする。

<都市施設等・降灰除去・特殊地下壕及び指導監督事務費の場合の実績報告>

- イ 完了実績報告書：補助事業等の完了（過年度に交付決定したものを含む。）
- ロ 廃止実績報告書：補助事業等が廃止の承認を受けた場合
- ハ 年度終了実績報告書：補助事業等が年度内に未完了の場合（明許繰越、事故繰越等）

【都市局所管補助事業等の実績報告書の取扱いについて
（昭和45年6月 都市局長通知 最終改正令和3年3月31日）】

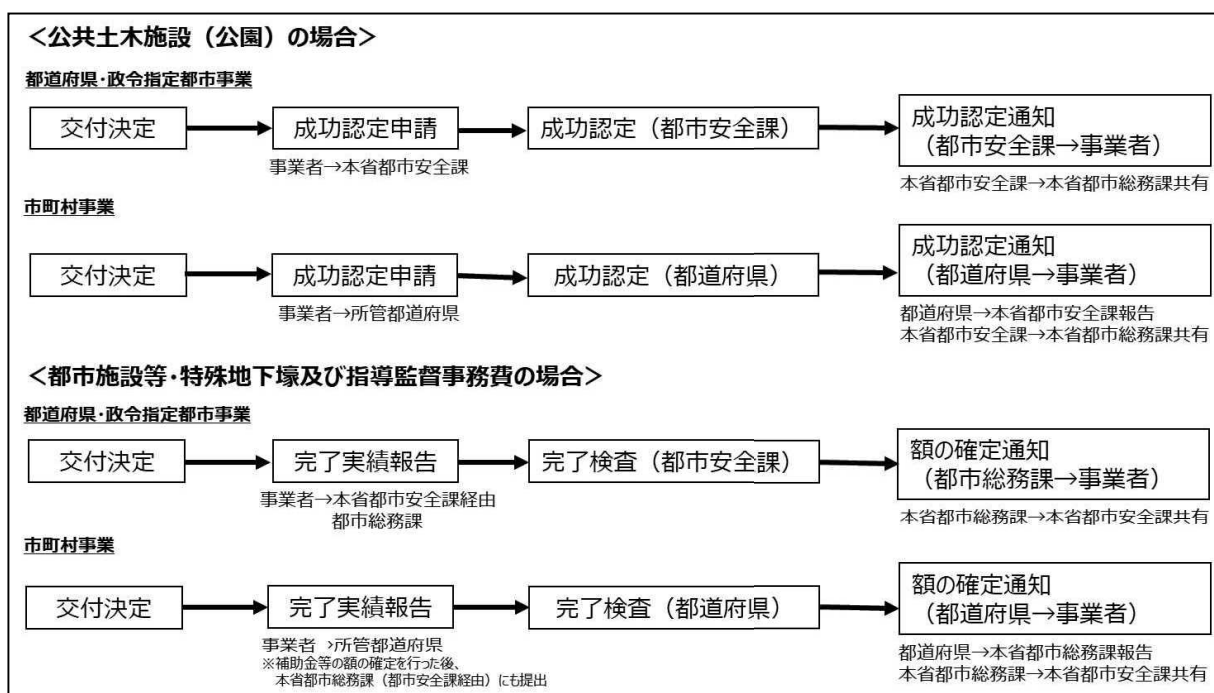
2) 成功認定に関する検査又は完了検査

都道府県・指定都市施行の都市災害復旧事業については、公共土木施設（公園）の成功認定に関する検査、都市施設（街路・都市排水施設等）等の完了検査（実績報告書の審査及び出来高検査）は、国土交通省都市局において実施することとしている。

なお、市（指定都市を除く。）町村事業は、都道府県知事が成功認定及び完了検査・額の確定（返還金がある場合は返還命令を含む）を行い、国土交通大臣あて報告することとなっている。

3) 成功認定、額の確定

成功認定申請書、完了実績報告書及び関係書類の審査並びに必要なに応じて行う現地における出来高検査の結果、事業内容が決定設計書等と適合していると認められるものについては、負担金・補助金の**成功認定、額の確定**が行われることとなっている。



16 査定設計委託費

激甚災害等において国庫負担申請を行うために必要な査定設計に要した経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものである。

1) 定義

ア 激甚災害の場合	イ 特殊な災害の場合
(1) 補助対象事業	
<p>激甚災害に指定された災害等で都市局長が特に被害が激甚であると認める災害(※)に係るものであり、負担法が適用される災害復旧事業であるもの。</p>	<p>次のいずれかに該当する箇所に係る負担法が適用される国土交通省所管の災害復旧事業のうち、委託費等の額が、当該箇所ごとに、五百万円以上で、かつ、決定工事費に対する割合が七%以上であるもの。</p> <p>(ア) 地すべり対策工法を実施する箇所 (イ) 橋梁にかかる箇所 (ウ) 体育館その他の建築物であってその主要構造部に被害が認められるものにかかる箇所 (エ) 路線測量等が必要な位置の変更を伴う箇所 (オ) 一定災にかかる箇所</p>
(2) 補助対象団体	
<p>以下のいずれかに該当する地方公共団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設災害復旧事業費に対する国の負担率が0.667をこえた場合 ・国庫負担対象額の総額が、都市局長が定める金額以上(※)となる場合 	<p>当該事業の委託費等を支出した地方公共団体</p>
(3) 補助金交付下限額	
<p>補助金の交付下限額は、補助対象団体ごとの補助対象委託費等に対する補助金の合計額が、都市局長が別に定める金額以上(※)とする。</p>	
(4) 委託費等	
<p>国庫負担申請を行う際に添付する査定設計書を作成するために必要とした調査、測量、試験又は設計に関する委託費若しくは請負費</p>	
(5) 補助対象委託費等	
<p>補助対象となる委託費等の実支出額又は補助対象限度額(次頁2)参照)のいずれか低い額</p>	<p>補助対象となる委託費等の実支出額</p>

※年(1月～12月)を単位として、都市局長から通知(発生年の翌年2月頃)。

【公共土木施設(公園)災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱】

<参考(令和4年災の場合の都市局長が定めた金額)>

	国庫負担対象額の総額	補助金交付下限額
査定設計委託費等補助金交付要綱	第二(2)ア(イ)	第五
都道府県及び政令市	45億円以上	1,500万円以上
その他市町村	3,000万円以上	150万円以上

2) 補助対象限度委託費等

補助対象限度額は、一箇所ごとの国庫負担対象額の額に応じて階層に分類し、階層ごとに分類された国庫負担対象額の合計額にそれぞれの委託費率を乗じて得た額の合計とする。

○委託費率等

国庫負担対象額	都道府県・ 指定都市	市町村
1,000万円以下の場合	95/1000	139/1000
1,000万円を越え3,000万円以下の場合	69/1000	101/1000
3,000万円を越え1億円以下の場合	59/1000	86/1000
1億円を越える場合	30/1000	44/1000

3) 補助率

補助率は、補助対象委託費等の **1 / 2 以内** とする。

4) 補助金交付申請

補助金の交付の申請は、都道府県知事又は市町村長が「査定設計委託費等補助交付申請書（別記様式第一）」（第6 様式集参照）により国土交通大臣に行うものとする。

なお、市町村長の申請は都道府県知事を経由して行うものとする。

5) 補助金の交付決定等

申請が適正であると認めたときは、補助金の交付の決定を行うとともに、適正化法第十五条の規定に基づき交付すべき額の確定を行って「査定設計委託費等補助交付申請書（別記様式第二）」により国土交通大臣から都道府県知事又は市町村長にその旨を通知するものとする。

交付すべき額を確定したときは、すみやかに補助金を交付するものとする。

第3 降灰除去事業について

降灰除去事業は、活動火山対策特別措置法第22条に基づき行う補助事業で道路、下水道、都市排水路、公園及び宅地へ年間を通じての多量の降灰があった市町村に対し、その降灰の収集、運搬及び処分費へ補助を行うもので、このうち都市災害復旧事業では、都市排水路、公園及び宅地（下水道、道路は水管理・国土保全局が補助。）を対象としている。

1 採択要件

降灰除去事業補助の採択要件は、下記（①かつ②）のとおりである。

① 連続する2月の期間において毎月1回以上降灰がある場合 （降灰のあった日から1月を経過後2月に到るまでの間に再び降灰がある場合）
② その年の1月から12月までの降灰重量の合計が1,000g/m²以上の場合 ただし、その年の1月から12月までの降灰重量の合計が1,000g/m ² 未満であっても、その年の12月と翌年1月に降灰がある場合は、翌年1月の降灰重量をその年の12月の降灰重量に含めることが出来る。

【活動火山対策特別措置法施行令 第2条】
【降灰除去事業実施要綱 第6】

2 対象施設等

対象施設	定義	補助事業の内容	補助率
都市排水路	河川法に規定する河川、下水道法に規定する下水道以外の水路で主として都市排水を目的とするもの	当該降灰の 収集、運搬及び処分 に要する費用	1/2
公園	都市公園法に規定する都市公園その他の公園		
宅地	建築物の敷地である土地（これに準ずるものを含む）	市町村長が 指定した場所 に集積された当該降灰の 運搬及び処分 に要する費用	

※処分費には「土捨場からの**降灰の流出防止等の施設**の設置のために要する費用」を含む。

【活動火山対策特別措置法施行令 第3条】
【降灰除去事業実施要綱 第9条】
【都市局所管降灰除去事業補助金交付要綱 第3】

3 適用除外

施設	除外施設	除外費用
共通		<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施又は事業に要した費用が確認できないもの 地元等において無償で実施したものの及び他の事業によるもの
都市排水路	<ul style="list-style-type: none"> 降灰の堆積が断面積の3割に満たない排水管又は排水渠 幅員1m（管渠にあつては内径250mm）未満のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 排水管及び排水渠に係る費用で堆積量の7割を越える費用
公園	<ul style="list-style-type: none"> 公園管理者としての市町村以外の者が設置し管理する公園施設 	

【都市局所管降灰除去事業補助金交付要綱 第22】

4 降灰の測定方法

測定地点	当該市町村の市街地において、かつ、当該市街地の平均的な降灰量が確認できる地点とする
測定機器	降灰を採取する機器は、採取した降灰が風雨等により飛散又は流出しない構造及び容量のものとする
測定機器の設置	<p>測定機器の設置は、測定地点に次のとおり設置する</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 飛砂、塵埃等が混入しない高さ(地表面から、おおむね5m以上)を確保する ロ 採取面が水平になるように設置する ハ 機器の周辺に降灰の採取に影響を及ぼす建築物、樹木等の遮へい物が近接していない位置に設置する
測定	<p>測定は次により行い、火山の爆発の状況、風向及び降灰の有無については、毎日記録する</p> <p>降灰の重量計測は、毎月末日において行い、降灰の状況等により必要がある場合は、適宜行う。</p>
重量計測	<p>採取した降灰を自然乾燥灰と湿潤灰に分類し、各々次の方法で行う</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自然乾燥灰については、機器に灰が残留しないように金属性のびーかに移し、温度105℃の乾燥炉で4時間ないし5時間均一に乾燥させ、乾燥後の灰は直示天秤で重量計測する 2 湿潤灰については、機器に灰が残留しないように荒い落とし、金属性のびーかに移し6時間ないし12時間放置して灰の沈殿を行ったのちに水分を排除する。これを温度105℃の乾燥炉で6時間程度均一性に留意して乾燥させる。乾燥後の灰を直示天秤で重量計測する

【降灰除去事業実施要綱 第3】

【降灰除去事業実施要綱の運用について 記】

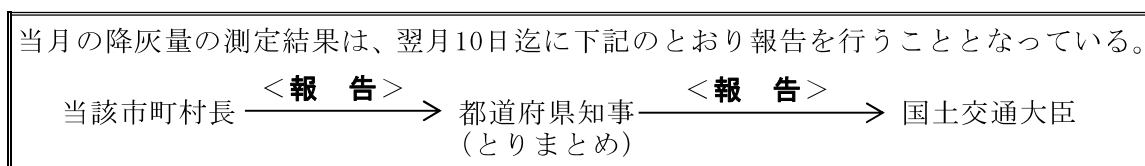
5 測定地点等の届出等

測定地点、測定機器の規格及び測定機器の設置位置については、下記により協議及び届け出を行うこととなっている。



【降灰除去事業実施要綱 第4】

6 測定結果の報告



【降灰除去事業実施要綱 第5、第12】

当該市町村は、測定した降灰の程度が採択要件に達した場合、都道府県知事に報告しなければならない。また都道府県知事は、その内容を確認し速やかにこれを国土交通大臣に報告しなければならない。なお当該市町村は、当該降灰除去事業の実施を確認できる資料を整備しておかなければならない。

7 補助金の交付等

降灰除去事業の国庫補助金に係る国との諸手続きは、都市局の通常の補助事業と異なり、地方整備局等を経由しないで、国土交通本省と直接行うこととなっているので、注意されたい。

- ・ 国の補助は、予算の範囲内において、その年の1月1日から12月31日まで（ただし、その年の1月から12月までの降灰重量の合計が1,000g/m²未満であっても、その年の12月と翌年1月に降灰がある場合は、翌年1月の降灰重量をその年の12月の降灰重量に含めることが出来る。を適用した場合にあっては、その年の1月1日から翌年の1月31日まで）の降灰に係る事業の実施に要した費用について行うこととなっている。

なお、ただし書きの規定を適用し1月分を前年に含めた年は、2月1日から12月31日までとすることとなっている。

- ・ 市町村長は、事業の実施に要した費用等の額について、補助金の交付申請ができる。
- ・ 市町村長は、最終の補助金の交付の決定通知があったときは、ただちに都道府県知事に実績報告書を提出し、都道府県知事は額の確定を行い、その旨を国土交通大臣に報告することとなっている。

【降灰除去事業実施要綱第13】

【降灰除去事業実施要綱の運用について】

【都市局所管降灰除去事業補助金交付要綱】

第4 特殊地下壕等対策事業について

特殊地下壕等対策事業は、国土交通省所管特殊地下壕等対策事業実施要領に基づき行う補助事業で、市街地に現存する特殊地下壕（農地等に係るもので陥没等により市街地に影響を及ぼすおそれのあるものを含む）で、陥没等が顕著で危険度が増し、放置し難い場合、又は都市災害復旧事業に伴い埋戻し、防災処理等が必要となった場合、及び、市街地に現存する亜炭鉱廃坑のうち、南海トラフ巨大地震の発生時に避難所等となる公共施設及び重要な住宅等の建築物の敷地に存在するものについて、地方公共団体が埋戻し等の対策を実施する場合、国は、この実施要領によって予算の範囲内で地方公共団体に補助を行い、もって民生の安定を図り公共の福祉を確保することを目的とする。

1 定義

特殊地下壕等対策事業の定義は、下記のとおりである。

1) 特殊地下壕

- ①「特殊地下壕」とは、戦時中に**旧軍、地方公共団体、その他これに準ずるものが築造した防空壕等**をいう。
- ②「特殊地下壕対策事業」とは、下記の事業をいう。
- ア 陥没、落盤又は壁面のひび割れ、出水等が顕著となっており、建築物等に対する危険度が増し、放置し難い特殊地下壕の全部又は一部の埋戻し等を行う事業**
- イ 都市計画区域内の都市施設が被災しその復旧に伴い特殊地下壕の埋戻し、防災処理等が必要となったものについて、壕の埋戻し及び壕口並びにその両側に土留壁を設けて施工するなど必要最小限度の工事を行う事業**
- ③「市街地」とは、**都市計画区域及び区域外の人家、工場等の集落地**をいう。
- ④「農地等」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年5月10日法律第169号）の第2条第1項から第4項に規定されている施設をいう。

- ・ 「その他これに準ずるもの」とは、軍需工場、町内会（地方公共団体の指示によるもの）をいう。
- ・ 「防空壕等」とは防空壕、防火水槽をいう。
- ・ 「1箇所当たりの事業費が200万円以上のもの」の取扱いについては、壕口が1箇所又は数箇所であっても壕内が同一機能であったもの及び隣接する壕口間の距離が100m以内のものは1箇所とする。
- ・ 「（陥没等により市街地に影響を及ぼすおそれのあるもの）」とは農地等に係る特殊地下壕で陥没等により、市街地に危険を及ぼすおそれのある場合、市街地に農地等の一部が存する場合等をいう。
- ・ 現状では採択の必要はないが、他の事業（宅地造成事業、道路事業等）により危険となり埋戻し等が必要となった場合は、本事業では採択しないものとする。

2) 亜炭鉱廃坑

- ①経済産業省が実施する「南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業」に採択されたもの
- ②南海トラフ巨大地震において6弱以上の震度が想定される都府県の管内の市街地に存在する亜炭鉱廃坑（当該亜炭鉱に係る鉱業権の設定を受けた者が消滅しているもの又は無資力であるものに限る。）
- ③震度6弱から5弱の地震により陥没又は落盤が発生する蓋然性が高いとされた箇所
- ④地方公共団体により南海トラフ巨大地震に備えて地域防災計画等において当該震度の地震発生後も特定の機能を維持できるよう位置付けられた避難所等となる公共施設及び重要な住宅その他の建築物の敷地に存在するもの
- ⑤壁面のひび割れ、出水等が見られ、放置し難い場合にその全部又は一部の埋戻し等を行うもの

- ・「亜炭鉱廃坑」とは、鉱業権の設定を受けた者が採掘した亜炭の鉱山の廃坑をいう。

2 事業主体

特殊地下壕等対策事業は、**地方公共団体**が行う（都道府県が事業主体でも可）。

3 適用除外

- ・他省庁（農林水産省・林野庁）の所管に係る特殊地下壕を除く。
- ・経済産業省が所管する特定鉱害復旧事業、旧鉱物採掘区域災害復旧事業及び南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業（地盤脆弱性実地調査を除く。）の対象となる亜炭鉱廃坑を除く。

4 国の補助等

国は事業主体に対して、特殊地下壕等対策事業（**1箇所当りの事業費200万円以上のものに限る。**）に要する費用について、予算の範囲内においてその**1/2以内**を補助することができる。

本事業の採択手順は、次のとおりである。

1) 特殊地下壕

- ・定義②アの事業：地方公共団体が予算補助要望を都市局都市安全課に行い、国土交通本省が財務本省から実施計画承認を受けた後、都市局総務課が採択通知・内示を行う。
- ・定義②イの事業：都市災害復旧事業の現地査定に併せ、これに準じた現地調査を実施する。

また、対策を早急に進めることを目的に、地下壕形状の一部又は全部が不明で、施工位置、施工量の把握が困難な場合には、**測量試験費も補助対象**とする。ただし、**本工事費と測量試験費の執行は同一年度とすること。**

2) 亜炭鉱廃坑

上記、1) 特殊地下壕 定義②アの事業手続に準ずる。

5 対象事業の期間限定

定義②アについては**令和8年度まで**、亜炭鉱廃坑対策の事業については**令和6年度までにそれぞれ採択されたもの**となっている。

6 交付申請・実績報告

都市局所管国庫補助金交付申請等要領(平成13年6月27日国都総第2000号)、都市局所管補助事業等の実績報告書の取扱いについて(昭和45年6月23日建設省都総発第171号)に基づき、市町村施行事業(指定都市以外の市町村が施行する事業)は所管都道府県知事に、市町村施行以外の事業は国土交通大臣あてに申請することとしているので、都市安全課あて提出されたい。

他の都市局の補助事業と異なり、地方整備局等を経由しないこととしているので注意されたい。

7 交付税措置

特殊地下壕等対策事業は、総務省所管の**特別交付税措置対象事業**となっている。

(地方負担分の8割を特別交付税措置)

【特別交付税に関する省令】

8 国土交通省（旧建設省を含む）の特殊地下壕対策の経緯

- ①昭和21～昭和24年度：特殊地下土木施設整備事業
特殊地下壕の埋戻し事業
- ②昭和25～平成9年度：都市災害復旧事業（災害に伴う復旧事業）
（③を除く） 災害により被災した都市施設の復旧に伴う防空壕等の埋戻し事業
- ③昭和49～昭和56年度：特殊地下壕対策事業（災害の未然防止事業）
昭和48年度の実態調査をもとにした危険度の高い防空壕等の埋戻し事業
- ④平成10～令和8年度：特殊地下壕等対策事業（特殊地下壕対策）
以下の調査をもとにした危険度の高い防空壕等の埋戻し事業及び災害により被災した都市施設の復旧に伴う防空壕等の埋戻し事業
- ・平成6、7年度の全国実態調査（国土庁、建設省、農水省、林野庁）
 - ・平成13年度全国実態調査（国土交通省、農林水産省、林野庁）
 - ・平成17年度特殊地下壕実態調査（国土交通省、農林水産省、林野庁）
 - ・平成21年度特殊地下壕実態調査（国土交通省、農林水産省、林野庁）
 - ・平成25年度特殊地下壕実態調査（国土交通省、農林水産省、林野庁）
 - ・平成29年度特殊地下壕実態調査（国土交通省、農林水産省、林野庁）
 - ・令和4年度特殊地下壕実態調査（国土交通省、農林水産省、林野庁）
- ⑤平成25～令和6年度：特殊地下壕等対策事業（亜炭鉱廃坑対策）
亜炭鉱廃坑の埋戻し事業